琉球大学学術リポジトリ

# 米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係（毒ガス問題）第一次移送(3)



| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-13<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43779 |

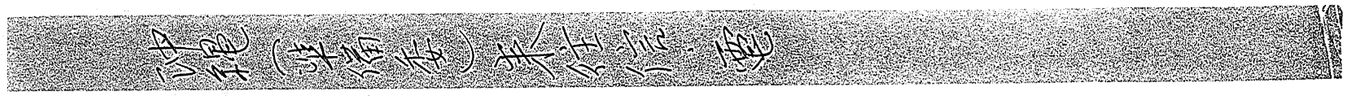

（閲覧番号 2953） 外務省電信案 （分類 ）

| | | |
|---|---|---|
| 電信課長 極秘 | 符号表示 暗・略・平 | 総第 15122-2 |
| YYYYY | 合第 5915号 | 昭和 年 月 日 時 分 DEC 15 1953 |
| | 大至急・至急・普通・LTF | 発電係 |

| | | |
|---|---|---|
| 大臣 / 政務次官 / 事務次官 / 外務審議官 / 外務審議官 / 官房長 | 主管 アメリカ局長 / 参事官 / 北米第一課長 | 主管局部課（室）名 米北一 |
| | | 起案 昭和45年12月15日 |
| | | 起案者 米一 電話番号 2865 |
| 協議先 防衛庁 / 官房書記官 | | |

在 米 大使 臨時代理大使 あて 大臣発
沖縄高等弁務官 総領事 代理

転電 在 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名 沖縄の毒ガス撤去（オブザーバー）

往電米北一合第5883号に関し

1. 米側に対し16日の参議院沖縄特別委員会の席上本大臣の答弁の形で（第一次撤去に際し）本件（未確定なるも外務・防衛・沖縄北方対策庁各省庁担当者）オブザーバー派遣を発表することとする旨（とするにつき）通報し、先方了承した。（は明日確定する条件付で）

2. 派遣の具体的方法については関係省庁及び米側と調整中にて発表の段取りに至っていないが、（イ）（とりあえず）（人数は）5名（うち2名は防衛庁専門家）他は各省庁の担当者1名ずつ、（ロ）~~派遣時期は第一次撤去の際~~（ハ）3名は米側と協同（別途琉球政府とも協同）（到着後）（現地）（ニ）撤去当日はCONVOYに同行しまたPIERにも入る（ホ）プレス対策については米側及び関係者と十分に調整する、等を考えているので御含みまで。

本電転電：米・沖縄

防衛庁へ連絡済 外務省総務部長へ連絡済（15/12）

写 済

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

98

| | |
|---|---|
| 次官 | 政務次官 |
| 事務次官 | 外務省 |
| 官房長 | 官房 |
| 官房審議官 | 官房 |
| 官房総務課長 | 官房 |
| 官房電信課長 | 官房 |
| 官房厚生課長 | 官房 |
| 官房会計課長 | 官房 |
| 官房給与課長 | 官房 |
| 国際資源課長 | 資源 |
| 領事移住部長 | 領事 |
| 領事移住部参事官 | 領事 |
| 領事移住部旅券課長 | 領事 |
| アジア局長 | アジア |
| 参事官 | アジア |
| 中近東第一課長 | アジア |
| 中近東第二課長 | アジア |
| 北米局長 | 北米 |
| 参事官 | 北米 |
| 北米第一課長 | 北米 |
| 北米第二課長 | 北米 |
| 中南米局長 | 中南米 |
| 参事官 | 中南米 |
| 中南米第一課長 | 中南米 |
| 中南米第二課長 | 中南米 |
| 欧亜局長 | 欧亜 |
| 参事官 | 欧亜 |
| 欧亜第一課長 | 欧亜 |
| 欧亜第二課長 | 欧亜 |
| 欧亜第三課長 | 欧亜 |
| 欧亜第四課長 | 欧亜 |
| 国際連合局長 | 国連 |
| 参事官 | 国連 |
| 国際連合第一課長 | 国連 |
| 国際連合第二課長 | 国連 |
| 国際連合第三課長 | 国連 |
| 国際連合第四課長 | 国連 |
| 経済局長 | 経済 |
| 参事官 | 経済 |
| 経済第一課長 | 経済 |
| 経済第二課長 | 経済 |
| 経済第三課長 | 経済 |
| 経済第四課長 | 経済 |
| 条約局長 | 条約 |
| 参事官 | 条約 |
| 条約第一課長 | 条約 |
| 条約第二課長 | 条約 |
| 国際法局長 | 国際法 |
| 参事官 | 国際法 |
| 国際法第一課長 | 国際法 |
| 国際法第二課長 | 国際法 |
| 情報文化局長 | 情報文化 |
| 参事官 | 情報文化 |
| 情報第一課長 | 情報文化 |
| 情報第二課長 | 情報文化 |
| 文化事業部長 | 文化事業 |
| 参事官 | 文化事業 |
| 文化第一課長 | 文化事業 |
| 文化第二課長 | 文化事業 |
| 国際資源課長 | 資源 |
| 領事移住部長 | 領事 |
| 領事移住部参事官 | 領事 |
| 領事移住部旅券課長 | 領事 |
| アジア局長 | アジア |
| 参事官 | アジア |
| 中近東第一課長 | アジア |
| 中近東第二課長 | アジア |
| 北米局長 | 北米 |
| 参事官 | 北米 |
| 北米第一課長 | 北米 |
| 北米第二課長 | 北米 |
| 中南米局長 | 中南米 |
| 参事官 | 中南米 |
| 中南米第一課長 | 中南米 |
| 中南米第二課長 | 中南米 |
| 欧亜局長 | 欧亜 |
| 参事官 | 欧亜 |
| 欧亜第一課長 | 欧亜 |
| 欧亜第二課長 | 欧亜 |
| 欧亜第三課長 | 欧亜 |
| 欧亜第四課長 | 欧亜 |
| 国際連合局長 | 国連 |
| 参事官 | 国連 |
| 国際連合第一課長 | 国連 |
| 国際連合第二課長 | 国連 |
| 国際連合第三課長 | 国連 |
| 国際連合第四課長 | 国連 |
| 経済局長 | 経済 |
| 参事官 | 経済 |
| 経済第一課長 | 経済 |
| 経済第二課長 | 経済 |
| 経済第三課長 | 経済 |
| 経済第四課長 | 経済 |
| 条約局長 | 条約 |
| 参事官 | 条約 |
| 条約第一課長 | 条約 |
| 条約第二課長 | 条約 |
| 国際法局長 | 国際法 |
| 参事官 | 国際法 |
| 国際法第一課長 | 国際法 |
| 国際法第二課長 | 国際法 |
| 情報文化局長 | 情報文化 |
| 参事官 | 情報文化 |
| 情報第一課長 | 情報文化 |
| 情報第二課長 | 情報文化 |
| 文化事業部長 | 文化事業 |
| 参事官 | 文化事業 |
| 文化第一課長 | 文化事業 |
| 文化第二課長 | 文化事業 |

総番号（TA） 62187　　主管
70年 月 日 時 分　沖縄　発
70年10月16日15時08分　本省　着　米北1

外務大臣殿　部瀬（大使）臨時代理大使　総領事　代理

おきなわのどくガス撤去に際する専門家の派遣

第672号　極秘　大至急

貴電米北1合第5915号に関し

1。16日朝ランパート高等弁務官より、本使に電話をもつてどくガスの第一次撤去の際日本政府の専門家5名をオブザーバーとして派遣したいとする申入れにつきワシントンより正式に受だくの回答を得た旨通報越した。

2。今回の米側決定は、弁務官の熱意ある意見具申によるものであり右特に申し添える。

（了）

外務省

(回覧番号 2971)、外務省電信案 (分類 )

| 機密表示(極秘・秘の朱印) | 符号表示 | ※総第 18 186 号 |
|---|---|---|
| 極秘 | (暗) 略 平 | ※昭和 年 月 日 時 分発 |
| | ※第 319 号 | DEC 18 2172 |
| | 大至急 (至急) 普通・LTF | ※発電係 |

電信課長 比 遠 系

(※印欄内は電信課記入)

| | | |
|---|---|---|
| ~~大臣~~<br>~~政務次官~~<br>事務次官<br>ジョイ外務審議官<br>ラッツ外務審議官<br>官房長 | 主管<br>アメリカ局長<br>参事官<br>北米第一課長 | 主管局部課(室)名<br>米北1<br>起案 昭和45年12月18日<br>起案者 カリ蔭 電話番号 2465 |

協議先

安全保障課長 報道課長

(大使) ~~臨時代理大使~~

在 沖縄高瀬 あて 外務 大臣発

~~総領事 代理~~

(電転報) 在 米 ~~臨時代理大使~~ あて

~~総領事 代理~~

件名

毒ガス撤去(オブザーバー派遣)

貴電第672号に関し、

17、18両日に亘り、北米第1課長等がマイヤーズ

在京米大使館参事官等と本件につき非公式かつ

予備的な話合を行なったところを綜合すれば

次のとおり。

1. ~~次のとおり~~。当方より、本件派遣の意義は政治的、心理的な

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

2

効果にあり、その意味でプレス対策は極めて

重要であり、事前に充分の調整を要することは

当然であるが、政府オブザーバーに対する待遇が

取材に当るプレスに対するものよりも外見上手厚い

ものたることが肝要である旨述べたところ、先方は、

その点は承知しおり、在沖米当局にも伝えたところ

理解もあるようで、~~目下貴意に沿いうるよう在京米大、~~

~~現地双方において努力中である~~、プレスの待遇

自体が相当手厚いものであるので、それ以上に手厚くする

ことには難かしい点がある旨答えた。

2. 具体的問題点

(1) 当方より、一行の本土出発前、沖縄到着直後、

及びそれ以後の記者会見等の要望も多かる

べく、従って常時調整の要ある旨を再度述べた

~~とともに~~ところ、先方は当初それほどのプレス側の

GB-3 外務省

関心はなかるべし等述べていたが、やがて認識を
あらため、現地に伝えるべき旨答えた。

(2) 当方より、到着後米側より再度ブリーフを受ける
こととなろうが、右は単なるブリーフでなく協議である
ということにした方が、外部に対してより大きな効果が
あろうと指摘したところ、先方は理解を示した。当方より ~~なお~~
~~到着後琉球政府とも協議を行な~~ 右ブリーフがプレスに対するより先に行なわるべきは当然
なる旨確認。なお到着後琉球政府とも協議を
行なうわけであるが、上記協議のいずれを先にするか
はスケジュールを勘案して決定すべきことに意見が
一致した。

(3) 当方より、上記ブリーフをはじめ、すべての通報、防毒
マスク等の着脱訓練等はプレスに先んじて行なわる
べき旨を述べ ~~ておいた~~ (ものとするよう沖縄にて手配中の由。) バッジについてはプレスと別個の
(たところ、先方はそのように取り計らうよう努力する旨述べた。)

(4) 当方より、集合場所たるRED HAT地区の





更に興の貯蔵場所まで、専門家1名なりとも
立入りが認められれば効果があろうと述べた
ところ、先方は右実現は極めて困難と思うが
現地に取り継ぐ旨答えた。

(5) (先方より、) 車輌については、4名と ~~護衛官~~ (エスコート・オフィサー) 1名で満席
であり、残る1名については全く未確定である
ので、引用されないよう御留意願いたいが、ヘイズ
少将のヘリコプターに1名を搭乗させることも
考慮中の由である、但し右が実現するか否かは
全く不明なる旨 (重ねて) 述べた。

(6) (先方より、) 桟橋は手狭なため実際上プレスの取材場所
のある建物より先に立ち入ることは難かしく、
左沖米軍の他の部隊からの (軍人の) オブザーバー ~~(軍人)~~ も、
そこより先には立ち入り出来ない旨述べたので、
当方より、一行中専門家1名なりとも、先 (まで)

5

立入りしうるよう手配ありたい旨申し入れたところ、

先方は、右実現(も)は極めて困難であろうが、この点

も現地に取り継ぐ旨答えた。

米に転電した。

(3)

GB-3 外務省

(回覧番号 2972) 外務省電信案 (分類 )

電信課長 代 [illegible]

| 機密表示(極秘・秘の朱印) | 符号表示 | ※総第 18 188 号 |
|---|---|---|
| 秘 | 暗 (略) 平 | ※昭和 年 月 日 時 分発 |
| | ※第 380 号 | DEC 18 2755 |
| | 大至急・(至急)・普通・LTF | ※発電係 |

(※印欄内は電信課記入)

| 大臣 | 主管 | 主管局部課(室)名 |
|---|---|---|
| ~~政務次官~~ | アメリカ局長 | 米北1 |
| 事務次官 | 参事官 | 起案 昭和 45年12月18日 |
| ことば外務審議官 | 北米オ一課長 | |
| 審議官 | | 起案者 加藤 電話番号 2465 |
| 官房長 | | |

協議先

安全保障課長 報道課長

高瀬 (大使) ~~臨時代理大使~~

在沙縄 あて 外務 大臣発

~~総領事 代理~~

(電転報) 在米 牛ヒろ (大使) ~~臨時代理大使~~ あて

~~総領事 代理~~

件名

毒ガス問題に関する啓発

(往電) 米1 米北1 ホ 319 号に関し、

18日冒頭往電の会談の際当方よりの質問に対し、

マイヤーズ参事官等は次の(ように)~~とおり~~述べた。

1. ヘイズ少将より屋良主席に対するブリーフィングは

現在沙縄現地にて検討中であり、主席の帰任

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

161

をまって何らかの決定が行なわれることとなろう

（在京米大使館よりは良い考えなりとして実施方

勧告している由）。

2. パンフレットによる住民啓発については、日本側より米・沖縄あて往電米北1合第5951号のブリーフ内容の通報も受け、早急に安全措置につき沖縄住民への周知徹底を図るべしとの点では米側も同意見なので、沖縄現地に対して本件の実施方勧告しおる次第である。

米に転電した。

（ア）

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号（TA）62188　主管
70年12月16日14時05分　沖縄　発
70年　月16日15時49分　本省　着　米井

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

どくガス撤去

第673号　略　至急　（ゆう先処理）

往電第641号に関し

知念副主席が16日ヨシオカに述べたところ次の通り。

1。りゆう政内にヤラ主席を長とするどくガス対策本部を設け全局長及び担当課長をそのメンバーとすることとなり、そのメンバーの資格でイトス主税局長を本日上京（ウエサト室長同行）せしめ本土政府及び学界の専門家からガス対策、特にはん出の際の沿道住民に対する安全対策につき助言を得させることとなつた。

自分の個人的感触としては専門家と言つても結局防衛庁あたりの御意見を中心にすることになるだろう。なお、ハワイからの帰途東京立寄りのヤラ主席ともイトスは落ち合つて本土政府にいろいろお願いすることになろう。

2。はん出時に本土政府の専門家が立合われることは自体アプリシエートする。今後ともりゆう政に対する本土政府の助言及び情報提供をお願いする。

（了）

外務省

| | |
|---|---|
| 大臣官房 | 政務次官 |
| 事務次官 | 外務審議官 |
| 外務審議官 | 典務 |
| 官房審議官 | 審議長 |
| 長 | 儀典 |
| 総合人事 | 厚計 |
| 儀典 | 文会 |
| 総合 | 営給 |
| 国資長 | 参 |
| 領移長 | 参領旅移 |
| ア長 | 参地中東二 北東二西 |
| 参長 | 参北北保 |
| 中南審 | 参一二 |
| 欧長 | 参西東洋一二 |
| 近ア長 | 参審近ア |
| 経長 | 次総経国万一 |
| 経協長 | 参貿統国二 |
| 条長 | 参政技二 国一理 |
| 国長 | 参条協国 |
| 情長 | 参政経科 軍社専 |
| 文長 | 参道内外 |
| | 一二 |

(回覧番号 2967) 外務省電信案 (分類 )

| | | |
|---|---|---|
| 電信課長 | 機密表示(極秘・秘の朱印): 平 | 符号表示: 暗 略 (平) |
| | ※16第 5951 号 | ※総第 17 135-2 号 |
| | | ※昭和 年 月 日 時 分発 DEC 17 20/36 |
| | 大至急 (至急) 普通・LTF | ※発電係 |

(※印欄内は電信課記入)

| | |
|---|---|
| ~~大臣~~ ~~政務次官~~ 大臣秘書官 / 事務次官 / 法制局外務審議官 / 官房外務審議官 / 官房長 | 主管: アメリカ局長 / 参事官 / 北米第一課長 |
| | 主管局部課(室)名: 米北1 |
| | 起案 昭和45年12月17日 |
| | 起案者: 加藤 電話番号: 2465 |

協議先: 情文局 / 報道課長 / 安全保障課長 (12-28)

米 牛切 (大使) ~~臨時代理大使~~ 在 沖縄高等弁務官 ~~総領事~~ 代理 あて 外務 大臣発

電報 在 大使 ~~総領事~~ 臨時代理大使 ~~代理~~ あて

件名: 毒ガス撤去(イトス糸洲局長に対するブリーフィング)

沖縄来電第673号に関し、

17日 行政府において糸洲(イトス) 琉球主税局長

に対するブリーフィングを行なったところ、要旨次のとおり。

{金城行政府渉外参事官主催、陸軍化学隊(ガス)隊

2佐(機材班長)及び(ヤマ)利3佐(技術研究(係)員)

(昭和四二・七・一 改正) GB-1

677

2

が主として説明に当り、厚生省、沖縄北方対策庁、

警察庁の各係官、当省より米北1(担当官)出席、先方

上里(イガミ)琉球政府が撤去対策本部事務局長、大嶺(オオミネ)

琉球東京事務所長同席。なお本ブリーフィングは

基礎知識の普及を目とするものとして行政庁の

主催にかからしめたものである。} (要約公信)

1. 冒頭糸洲局長より、11日の米側ブリーフィングでは

不明な点を(沖縄)残し、住民(たかき)の間に不安が昂って

いるので、日本政府の専門家の見解をうたく、問題

点、日本政府の協力を求めたい旨述べたに

対し、阿達2佐より大要次のとおり述べた。

(1) 毒ガスの性質(質): HD, GB, VXとも常温では

液体であり、GBは以外は揮発性で揮発性は

弱い。

(2) 中和剤の性能: 米陸軍が標準的に使用

GB-3 外務省

しているものはサラシ粉、PANC、DS-2の3種でいずれも信頼性が高い。

(3) 米側護送班の能力：本件毒ガス撤去は際しメリーランド州エッジウッド兵器廠(ショウ)より派遣予定の護送班は経験豊富な専門家の集まりと~~である~~されている。

(4) 米側安全措置の評価：事故はまずありえないと思うが、万一の場合としては、交通事故と積荷の荷崩れが考えられる。しかし(イ)5キログラムのカラシガスが一挙に流出しても、普通の天候状態(風速秒速2メートル)下における障害発生危険距離は風下180メートル(風上は安全)、~~…~~(揮発性の高い)GBの場合でも700メートルにすぎず、練達の護送班員が直ちに無毒化を行なうことを考慮すれば、上記危険距離は(実際には)はるかに短かくなると





考えられるので、一般住民に対する防護具支給の要はないものと思う。(ロ)但し、米側は毒ガスの陸上輸送に当り、反対方向の交通規制は考えていない由であるが、この点は再考の余地があるかもしれない。

2. 以上に対し、兵(イトス)州局長より、(イ)沖縄来電第669号のパンフレットに言及、米国内においてははるかに厳格な基準が採用されていると承知しおり、また(ロ)~~沖縄~~(在沖縄)の米単軍属に対しては防護具が支給されているとの噂がある、(ハ)一般に米側は沖縄住民の感情を十分理解していない~~ようであるので~~が、住民を安心させるためにたとえば解毒作業の実験を行なう等のことは考えられないか、と述べるところが~~あり、これに対し~~あったので、当方より、(イ)に対しては沖縄来電第674号2.の趣旨を述べるとともに、

米側はブリーフィングの席上等において(ロ)の如き事実はない旨確言しおり、(ハ)については米側の体制の問題なる旨~~述べ~~答えておいた。

3. 先方より、日本政府は沖縄住民の感情を考慮した場合、米側のいう安全措置は十分なものであると考えるかとの質問があり、これに対しては鈴木参事官より、右質問については、技術的な側面からの回答はなしうるが、本日の会合の趣旨にも鑑み、一応承っておくにとどめることとしたい旨述べ、~~加藤~~米北1担当官より、往電米北1合わ5931号の本大臣答弁を紹介するとともに、~~米側~~日本政府は本件安全措置の沖縄住民への周知徹底方についても米側とも協議中である旨~~述べ~~附言しておいた。

本電あて先：米、沖縄

(7)

配は 高木(外)・後藤// 配は { 防衛(防衛)
厚生
庁空
庁陸

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。 米班宛

電信写

総番号(TA) 00021　　主管
70年 12月 16日 18時00分　中縄　発
70年 12月 16日 20時25分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬(大使) 臨時代理大使　総領事　代理

どくガス撤去に関する安全基準

○警察官ガス
つくば ブリーフィング
佃　外も出席
○防衛庁 安達二佐

第674号　略　至急

往電第669号に関し

1。14日付新報朝刊第1面の「米国内における安全基準」についての報道の伝える半けい48キロうんぬんの避難や輸送道路の完全ほそうなどの規定はたまたま原水協の作成した「海兵隊手引き」に基づくと称する小さつ子(冒頭往電)の「米本土における輸送上の安全基準」の項目のうちにその一部として引用されているため、16日三民が東事務局長に照会したところ、この項目全部は、米国内平和団体が5月ごろ送付して来た「陸上における危険物の輸送に関する安全基準」(必ずしもどくガスに適用するものとはめい打されておらず、この点小さつ子もこの基準に従つておきなわのガスも撤去されるべきであるという希望表明のようなトーンとなつている)の全文を和訳したものでソースは不明なる由。

2。本年5月6日国防総省が発表したオレゴン州への移送

ガス(2)にあり

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

についてのパンフレット(空送)をチェックして見たところ、これには上記記事の引用する如き規定は見当らないので(原水協小さつ子の前記「安全基準」のその他の項目はこのパンフレットに引用されているものもあり、また。しからざるものもあつて統一を欠く)、三木が弁務官府報道調整官室ナカヨシ補さ官に照会して見たところ先方は「オレゴン州移送パンフレットに新報記事の引用する如き規定がないのはいわれのあることで。そもそもかかる避難の措置や安全ほそうなどについての基準は米国内には存在しないし。またおきなわでも不要であると判断される」と述べた由。

3。11日のプレス・ブリーフィングにおいても、「おきなわと米本土との間で安全対策上差異はないか」との質問があつたが米側担当官は「全く同じ」と応答した経緯がある。

4。オレゴン州のための基準と今回の当地における基準が内容的に完全には一致しないという問題点は残り得るとしても(オレゴンの方が詳しいなど)これはかん境の差異にもよるものと言い得べく何れにせよ新報記事の引用部分に関する限りこれらが米本土の基準とは言えないことは上記の米側の諸説明からも推定し得るところと思料される。

(了)　　-2-

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

289

総番号（TA）62650　　主管
70年12月18日16時00分　　3中　緩　発
70年12月18日17時48分　　本　省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

ガス撤去

第684号　平

往電第673号及び貴電米北1合第5951号に関し

1. 17日イトス主税局長が防衛庁において行なつた本土政府関係者との協議につき18日付タイムス朝刊の報ずるところ要旨次の通り。

（1）イトス局長が「米国の移送計画は安全であるか」と質したのに対し、本土側は「撤去作業には民間の専門家も加わるので技術的にも信頼でき、解どくざいも効果がある。事故の際かざかみに避難すればひ害を最小限度に食い止めることができる」と答えた。しかし、撤去作業が絶対安全に行なわれるかについては明確な答えを避け、米国の作業を信頼して避難の必要がないのではないかとの意見が強かつた。

（2）マスタードは5キロが放出される事故が起る場合の危険範囲は170メートルでGP、VXに比し危険度は低いとの説明があつた。

（3）警察庁担当官は対向車りようの禁止を強調し、また外務省担当官は、日本政府から専門家を立会わせる用意が

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

あることを明らかにした。

（4）会議終了後イトス局長は「会議内容は一口に言つて安全体制がしつかりしていれば避難の必要がないことのようだ」と述べていた。

2. なお、りゆう政どくガス対策本部担当官はオカノに、新聞には避難計画などもろもろの報道が行なわれているが18日現在（イ）避難の必要性、（ロ）対面交通禁止の必要性については未だ具体的な問題が提起されておらず。おそらくこの問題はイトス局長帰任後討議のうえ決定されることとなろう旨述べた由。

（了）

—2—

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

196

電信写

大政事外外儀官
務務 次次 典房
臣官官審審長長
儀総人 厚計
儀書 文会営給
国資長 参調折企
領移長 参領旅移
ア長 参地中東 北東西
米長 参北北保
中南審 参一二
欧長 参西東洋 西東
近ア長 参書近ア
経長 次総経国万 参貿統国
経協長 参政技二 国一理
条長 参条協規
国長 参政経科 軍社専
情長 参道内外
文長 一二

総番号（IA）62858
70年 月19日11時20分 沖縄 発
70年 12月19日13時54分 本省 着
主管 米北1

外務 臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去（イトス局長談話）

第689号 平 下

往電第674号に関し

19日付タイムス朝刊（第1面）は、上長中一のイトス局長などが18日オザナイ・ヒロシ（軍事評論家）カミタチ・マコト東大名よ教授、長テツロウ同助教授らと、どくガス移送計画及びその安全性につき話し合い「万が一の事故も考えられるので移送計画は絶対安全とは言えず、特に容器の状態、積み上げおろし等の作業方法をチェックする専門家の立会いのほか対向車りようの交通規制、事前の訓練が必要と思う」旨を指摘された旨報ずるとともに、長旨次の通りの同人の談話を掲載している。

「本土政府から専門家を立ち会わせたい。安全対策については交通規制、移送車の速度、容器の状態、積みに作業の方法、道路の整備など総合的な面から安全の確立をはかり、気象条件をも考慮した避難訓練も行ないたいが、万が一の場合、おきなわの何処にいても安全とは言えないので、避難よりも安全性の確保に重点を置きたい。」

（了）

外務省

---

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

211

電信写

大政事外外儀官
務務 次次 典房
臣官官審審長長
儀総人 厚計
儀書 文会営給
国資長 参調折企
領移長 参領旅移
ア長 参地中東 北東西
米長 参北北保
中南審 参一二
欧長 参西東洋 西東
近ア長 参書近ア
経長 次総経国万 参貿統国
経協長 参政技二 国一理
条長 参条協規
国長 参政経科 軍社専
情長 参道内外
文長 一二

総番号（IA）62859
70年 12月19日12時58分 沖縄 発
70年 12月19日13時55分 本省 着
主管 米北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去に関する説明会

第691号 略

往電第674号に関し

1. 民政府スポークスマンは、18日次の通りのプレス・リリースを発表した由（空送）

（1）在ちゆう米陸軍当局は、「レッド・ハット・オペレーション」に使用される道路沿いの町や部落の代表者に対し、撤去作業と安全対策につき、来週説明を行なう。

（2）りゆうきゆう警察と米陸軍憲兵司令部は、撤去期間中の交通整理と安全対策の協力につき詳細な打合せを完了した。

（3）上記1.の説明会には、グシカワ市、ミサト村、イシカワ市、コザ市、カデナ村の関係者が招かれ、作業に関する情報の説明及び市ちよう村代表の希望があれば質疑応答も行なわれる。

2. グレッグ大さは、19日当方に本件ブリーフイングは当初より計画されていたものであるが、先般東京における打合せの際日本側より提起された島民に対する広報活動の

外務省

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

強化の問題を考慮し、リーフレットのたぐいのものを準備中であり、上記ブリーフィングの機会も含め適当な時期に配布することを考えている、旨述べた由。

（了）



外務省

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

秘密標記（赤色）

第 364 号

昭和 45 年 12 月 24 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代表

（件名）
毒ガス撤去に関する説明会

引用公・電信
日付・番号 往電第691号

標記に関する米民政府プレス・リリーズ
2部別添送付する。

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

ONTA、JDA、MOW 警察へ送付

12/28 手書

首席事務官
南方
外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局業務

本書課受信 45.12.25 受付

余部 南方班（高田事務官）保管

GA—3—1 在外公館

7

NEWS RELEASE

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 70-286
December 18, 1970

U.S. ARMY TO BRIEF MUNICIPALITIES ON GAS REMOVAL OPERATION, SAFETY MEASURES

URASOE, Okinawa, Dec. 18 -- U.S. Army officials will during the week of December 21 brief elected officials of towns and villages located along the route to be used for operation Red Hat, the removal of toxic chemical munitions, an USCAR spokesman announced today.

Government of Ryukyu Islands Police and USARYIS Provost Marshal officials have completed detailed discussions concerning coordination of traffic control and security during the operation.

Officials will be invited from Gushikawa, Misato, Ishikawa, Koza and Kadena. The briefing will include information regarding the removal operations and detailed safety measures that will be taken.

Following the briefing, U.S. Army officials will be available to answer questions the officials may wish to pose.

(END)

ニュース・リリース：70-286　　1970年12月18日

米陸軍毒ガス撤去とその安全対策について説明

沖縄、浦添、12月18日--今日、米国民政府スポークスマンが発表したところによると、米陸軍当局は毒性化学兵器の撤去（レドハットオペレーション）に使用される道路沿いの町や部落の代表者に対して撤去作戦とその安全対策について来週説明を行なうことになっている。

琉球政府警察と米陸軍憲兵司令部当局は撤去作戦期間中の交通整理と安全対策の協力について詳しい話し合いを完了した。

来週行なわれる説明会には具志川市、美里村、石川市、胡差市及び嘉手納村の関係者が招かれている。撤去作戦に関する情報の提供と説明が行なわれることもなっている。

説明会の後、米陸軍当局は、市町村代表の方々の希望があれば、質問に答えることになっている。

（完）

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　669

総番号（TA）62968　主管
70年12月20日23時00分　沖縄　発　米北1
70年12月21日02時14分　本省　着

外務大臣殿　高瀬（大使）臨時代理大使　総領事　代理

コザ市におけるそうじょう騒擾

第692号　平　至急　（ゆう先処理）

1。復帰協主催の「どくガス即時完全撤去を要求するけん民大会」は19日午後2時50分からミサト村。ミサト中学校校ていで開かれ、知念副主席。ミサト村の中村村長が出席し。あいさつをした。（デモ人員実数約3,500。主催者側発表約1万）各代表あいさつの後「どくガス兵器の即時完全撤去を要求する決議を採択するとともにきょう悪化する米軍人犯罪と人権無視の無罪判決に対する抗議を行ない。大会宣言を採択。チバナ弾やくこ前まで抗議デモを行ない。午後7時過ぎ平おんに解散した。

2。（イ）20日午前1時15分ごろコザ市中ノちょう路上（24号線コヤ給油所前）で米人による交通事故（ひ害者ヨシガ。セイイチ。39歳。雑役雇用員。頭部打ぼくによる全治7日間のけいしょう）が発生したが。事件発生直後から付近住民約50人が現場に集り。口々に「イトマンの交通事故のように無罪にするのか」とさわぎ出したが。警察官15人（他にMP10人）がぐん衆を説得して事故

外務省

ソヒ　カヒ
大臣　官房　外務　次官　官房
臣官　官房審議官　長官
儀総八　厚計
儀官　官文会営給
国務長　参調析企
領移長　参領旅移
アジ長　参地中東　東北西
米長　参北北保
中南欧長　参一二
参西東洋　西東
近ア長　参書近ア
経長　次総経国方
参貿証　国一
経協長　参政技二　国一理
条長　参条機規
国長　参政経科
情長　軍社専
文長　参道内外　一二

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

を調査。処理に当つた。その後もぐん衆は続々と現場に集まり始めた（最高時約2,000人）その主体は。上記のけん民大会の帰りにコザ市でぼう年会のさけをのんでいた連中が可成りいた模様である。

（ロ）午前2時10分ごろ更に現場近くで米人による交通事故（ひ害はおきなわの人でひ害は車両へ追突されたもの。2,000円程度のけい微な損害）が発生した。そのころからこうふんしたぐん衆がMPに投石を始めたため。MPが約20ないし30発のけんじゅうを空に向けいかく発ぽうしたことから事件が急速に発展拡大し。益々こうふんしたぐん衆は午前2時10分ごろから午前5時ごろまでの間に路上（24号線及びゲイト通り）に駐車中の米人車両（MP車を含む）計63台を転ぷく。放火するとともにカデナ空軍基地第2ゲートに約200人が流れ込み入口の軍バス発行所。米人小学校教室。米人車両10台に放火した。（建物の方はボヤ程度）。（コザ署。中のちょうじゅん査派出所諸見じゅん査派出所も投石によりまどガラス。電話機が破損した。）

（ハ）コザ署は直ちにりん接署及び警察本部。機動隊の応援（非常召集）を求めて午前5時30分までの間に400人の警察官を召集し。警備措置に当つたが。午前7時ごろまでにぐん衆を警告規制して解散させ事態は平セイにもど



外務省

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

つた。

（二）りゆうきゆう警察当局としては、当面はそう乱罪などの適用は考えていないが、器物き棄及び放火で20人（MPにより19人、民警により1人）が現行犯たいほされた。（事件は継続そう査中につき検挙者は増える見込みである。）

投石、投びん等により、警察官5名、MP7名、民間人14名が負しよう（頭部れつしよう入院1、その他けいしよう）した。

（ホ）知念副主席はたまたま本事件を目撃したと前置きし「これはイトマン事故の無罪判決が根源にある。米側の自しゅくを要望する。おきなわけん民のいかりが爆発したのであり今後もどこでも起きる危険がある」とテレビで談話した。

また、20日帰ちゆう中の上原コウスケ議員はコザ警察署において署長に対し、たいほ者との面会を求めるとともに、米側そう査の不当性を追及し、更に国会において直ちにそう査権、裁判権の民移管を実現するよう活動する、本事件のそう査を警察側はしん重にせられたいなどの諸点を表明した由。

（了）

（千葉課長に連絡 07:10）



外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

233

総番号（TA）62967　　主管
70年12月20日23時25分　沖縄　発
70年12月21日01時57分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使　総領事　代理

コザ市のそうじようについての主席談話

第693号　平　至急　ゆう先処理）

往電第692号に関し

1。予定を早め20日ゆう方帰任したヤラ主席は。「イトマンの事故やどくガス撤去問題でけん民感情の動きから何か不測の事態が起るのではないかと心配していたが。かかる不安が現実となつたことは遺かんであつた。詳しい報告をきき今や中にも現地を視察することとしたい。また、米側当局者とも会い万全の対策を講じたい。米側は。イトマンちようにおける事故の無罪判決を反省すべきものと思う」旨述べた由。

2。ランバート高等弁務官は20日午後「今回のそうじようはイトマンの事故についての無罪判決が原因となつていると指摘する人もあるが。さればとて今回のような暴動を引き起してよいという理由にはならないと思う。また、今回のような不安がある限り。150トンの化学兵器のはん出についての開始命令を下すことは差しひかえるべきものと思う。」という趣旨のステートメントをRBCでテレビ録

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

画を行ない。右を各社で放えいするよう依頼した由。20日よるの各社ニュースは。右のステートメントを適ぎ引用しているが。テレビ録画の放えいそのものは午後10時現在未だ行なわれていない。

（了）

（千葉課長に連絡. 07:10）

— 2 —

外務省

(回覧番号 2996) 外務省電信案 (分類 )

電信課長

機密表示(極秘・秘の朱印)

極秘 無期限

大至急

符号表示 暗 略 平

※総第 21 024 号

※第 324 号

※昭和 年 月 日 時 分発 DEC 21 1 4 0

大至急・至急・普通・LTF

※発電係

(※印欄内は電信課記入)

大臣
政務次官
事務次官
法眼外務審議官
安川外務審議官
官房長

主管
アメリカ局長
参事官
北米オー課長

主管局部課(室)名
アメリカ局北米オー課

起案 昭和45年12月21日

起案者 有地 電話番号 2466

協議先

在沖縄 高瀬 大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて 愛知 大臣発

電転報 在 米 牛場 大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて

件名
沖縄毒ガス撤去問題(ランパート声明)

貴電第693号2.に関し、

20日のコザ事件に関するランパート高等弁務官の特別声明に出、「このような暴動の脅威が完全になくならない限り、毒ガスの撤去開始を承認しない」との趣旨が発言されているところ。

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

127

写/済

2

右21日午後貴代表が高等弁務官と会談の際、上記発言の意図及び毒ガス撤去実施時期の見通しにつき詳細聴取の上、結果折返し回電ありたい。

米に転電した。

(了)

GB-3

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

29

## 電信写

総番号（TA）　62987　　主管
70年　月　日　10時45分　沖縄　発　米北1
70年12月21日　11時51分　本省　着

外務大臣殿　高瀬（大使）臨時代理大使　総領事　代理

弁務官声明全文

第695号　平　大至急
往電第693号に関し、
1、弁務官談話全文別電第696号及び第697号の通り。
2、談話は20日午後11時45分RBCその他で同時通訳つきで放映された。
（了）



注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

688

## 電信写

総番号（TA）　62996　　主管
70年　月　日　10時45分　沖縄　発　米北1
70年12月21日　13時46分　本省　着

外務大臣殿　高瀬（大使）臨時代理大使　総領事　代理

弁務官声明全文

第696号　平　大至急
往電第695号別電1
ランパート高等弁務官の声明全文
おきなわにおける施政責任者としての私及び全りゆうの住民にとつて重大な関心事について。私はお話ししたい。昨やから今朝にかけて。コザ市に暴動事件が起つた。軍ナンバーの車がおきなわの歩行者にぶつかり。小さなけがをさせた交通事故が。その暴動の原因である。この車は直ちにきようかつ的なぐん衆に囲まれ。かけつけたMPは。やつと軍人を救出した。その直後次第にふくちんだぐん衆により。この車に放火がなされ破かいされた。
暴動者の一部は。つぎつぎカデナ基地近くのゲート回りにうつり。石や空びんを投げはじめ。一時的に基地内への突入に成功。更にその他の自動車や米人学校の五つのクラスに放火し破かいした。暴動者を基地外に押し出すのに時間以上もかかつた。
別の大きな暴動者のグループは現場から南下し。諸見通り

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に行き、いろいろなものを投げ出し。更に別の車をくつがえし放火を始めた。この暴とはジャーガル道路の交さ点に達すると、そこで知念主席代行と警察本部長の命により待機し。MPに支援されていたりゆうきゅう警察機動隊の隊列を突破しようとした。プラザ家族区域への突入を防止するため、特に私の命により催るいガス手りゆう弾8個を使用する場面もあつた。明け方になつてぐん衆はやつと散り始め、ちつじよが回復された。その間、米人自家用車が大部分を占める80台以上の車が破かいされ現場に残がいをさらした。さいわい重しよう者はいなかつたけれども30人のけが人を出し、19人がたいほされる結果となつた。このなげかわしい事件は、1人の海軍軍そうの判決が無罪になつたことに一部的に

起因すると私は聞いている。判決の結果を妥当とせずこれを批判することはあり得よう。しかし平和な市民の生命をおびやかし、財産を破かいするような暴動の口実にはなり得ない。このようなことが行なわれるのは全くジャングルの世界である。

今回の暴動はおきなわにちよ蔵されている化学兵器に対する関心といきどおりによつて影響されているのではないか。といわれている。もしそうであるならば、これらのそう





注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

動は全く結果において自己敗北を意味する。すべての人々にとつて完全に安全な対策につとつて、アメリカ合衆国が一刻も早くこれら化学兵器を撤去したいという意図はおきなわの人々同様強いものがある。

150トンにのぼる化学兵器の第1回積み出しを完全に安全に行なう計画は完了している。これらの安全撤去計画を遅延させるゆい一のものは撤去作業に対するじやまやサボタージュなどの可能性である。私はこのようなきよういが完全になくならない限り、撤去作業の開始を承認しないということをここで確言する。

現在は復帰のための特別な条件の取り決めが日米りゆう3政府の間で作成されつつある時期であり、多くのおきなわの人々にとつて関心の深い時であることを、私は知つている。これらの条件と取り決めがおきなわの人々にとつて満足のいくものであるようあらゆる努力が払われつつある。昨やの如きぐん衆による暴動事件は、この目的をそ害するのみならず全くの破かい行為であり、特におきなわの多くの人々にとつてしかりである。私はそつ直に話した。私に与えられたすべての手段を用いて、住民ふくしの増進を図りたいという私の誠意を理解して欲しいということを、ここで全住民に望む次第である。昨やのような事故が再発



外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

しないよう。そして、われわれの多くの共通の具体的利益のため。ともに協力するよう全りゅうの人々の理解と支援に。私は期待を寄せるものである。
（了）

— 4 —

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

738

総番号(TA) 63004
70年12月21日11時00分　沖縄 発
70年12月21日15時29分　本省 着
主管 米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

弁務官声明全文

第697号 平 大至急
往電第695号別電 2

（以下英文別紙）

外務省

I AM APPEARING BEFORE YOU
TONIGHT TO DISCUSS A MATTER OF GRAVE CONCERN
TO ME AS THE RESPONSIBLE GOVERNING AUTHORITY
IN OKINAWA AND TO EVERY RESIDENT OF THESE
ISLANDS. LAST NIGHT AND EARYL THIS MORNING
IN THE CITY OF KOZA A RIOT OCCURRED.
THE SPARK WHICH SET IT OFF WAS A TRAFFIC
ACCIDENT IN WHICH A OKINAWAN PEDESTRIAN WAS
STRUCK AND SLIGHTLY INJURED BY A U.S. FORCES
REGISTERED VEHICLE. ALMOST IMMEDIATELY THE CAR
WAS SURROUNDED BY A MENACING CROWD. AMERICAN
MILITARY POLICE ARRIVING AT THE SCENE WERE
WITH DIFFICULTY ABLE TO EXTRICATE THE
SERVICEMAN, FOLLOWING WHICH THE TWO MP CARS
AND THE ACCIDENT VEHICLE WERE SET AFIRE BY
THE GROWING MOB AND DESTROYED. A PORTION OF
THE RIOTERS THEN MOVED TO GATE 2 OF KADENA
AIR BASE WHERE, MURLING ROCKS AND BOTTLES,
THEY SUCCEEDED IN FORCING TEMPORARY ENTRY INTO
THE BASE, IGITING AND DESTROYING
MORE VEHICLES AND 5 CLASSROOMS OF A US



MILITARY DEPENDENT SCHOOL. ONLY WITH GREAT
DIFFICULTY WAS THE INTRUSION REPELLED AFTER A
STRUGGLE OF OVER AN HOUR. ANOTHER LARGE GROUP
OF RIOTERS MOVED SOUTH FROM THE ORIGINAL ACCIDENT
SCENE ALONG MOROMI STREED, HURLING MISSLES AND
SETTING FIRE TO AND OVERTURNING MORE
CARS. WHEN THE CROWD REACHED THE JUNCTION OF
MOROMI STREED AND JAGARU ROAD IT WAS
CONFRONTED BY A LINE OF GRI RIOT POLICE
SENT TO THE SCEME BY ACTING CHIEF EXECUTIVE
CHINEN AND POLICE CHIEF ARAKAKI AND SUPPORTED
BY A LINE OF AMERICAN MPS. AT ONE
POINT USE BY THE MPS OF EIGHT TEAR GAS
GRENADES WAS REQUIRED ON MY EXPRESS AUTHORIZATION,
TO PREVENT THE CROWD FROM BREAKING THROUGH THESE
LINES AND ADVANCING ON THE PLAZA U.S. MILITARY
HOUSING AREA. IN THE EARLY MORNING THE CROWD
DISPERSED AND ORDER WAS RESTORED. BY THE TIME
OVER 80 CARS, THE GREAT MAJORITY PRIVATE
VEHICLES OF U.S. SERVICEMEN, WARE LYING DESTROYED
IN THE STREETS, 30 PERSONS HAD BEEN INJURED --
FORTUNATELY NINE SERIOUSLY -- AND 19 RIOTERS HAD

BEEN ARRESTED. I AM TOLD THAT THESE DEPLORABLE EVENTS MAY BE ATTRIBUTED IN PART TO PUBLIC RESENTMENT OVER THE RECENT ACQUITTAL BY A U.S. GENERAL COURT MARTIAL OF A U.S. NAVY PETTY OFFICER. ONE MAY DIFFER WITH AND CRITICIZE THIS VERDICT-- THAT IS THE RIGHT OF EVERY FREE OKINAWAN AND AMERICAN. BUT THERE CAN BE NO POSSIBLE EXCUSE FOR CARRYING THIS CRITICISM TO THE POINT OF RIOTING IN THE STREETS, ENDANGERING OF PEACEFUL CITIZENS AND DESTRUCTION OF PROPERTY. THIS IS THE LAW OF THE JUNGLE. IT HAS NO PLACE IN OKINAWA OR IN ANY CIVILIZED SOCIETY. I AM TOLD THAT THE RIOTERS MAY ALSO HAVE BEEN INFLUENCED BY CONCERN AND RESENTMENT OVER THE CHEMICAL WEAPONS STORED IN OKINAWA. IF SO, THE DISTURBANCE WAS TOTALLY SELF-DEFEATING IN ITS EFFECTS. THE UNITED STATES IS AS ANXIOUS AS OKINAWA TO REMOVE THESE WEAPONS AS RAPIDLY AS POSSILBE CONSISTENT WITH THE COMPLETE SAFETY OF ALL CONCERNED. PLANS FOR THE COMPLETELY SAFE REMOVAL OF AN INITIAL INCREMENT OF 150 SHORT TONS HAVE BEEN



COMPLETED. THE ONLY DEVELOPMENT WHICH WOULD FORESTALL THOSE PLANS WOULD BE A THREAT OF INTERFERENCE WITH OR SABOTAGE OF THE REMOVAL OPERATION. I CAN STATE UNEQUIVOCALLY THAT I WILL NOT AUTHORIZE COMMENCEMENT OF THE OPERATION UNLESS I AM SATISFIDE THAT NO SIGNIFICANT THREAT OF THIS KING EXISTS. I AM AWARE ALSO THE THIS IS A TIME OF CONCERN FOR MANY OKINAWANS AS THE SPECIFIC CONDITIONS AND ARRANGEMENTS OF REVERSION ARE WORKED OUT AMONTH THE UNITED STATES, JAPANESE AND RYUKYUAN GOVERNMENTS. EVERY POSSIBLE EFFORT IS BEING MADE TO MAKE THESE CONDITIONS AND ARRANGEMENTS AS SATISFACTORY FOR THE OKINAWA PEOPLE AS POSSIBLE. PUBLIC DISTURBANCES SUCH AS OCCURED LAST NIGHT CAN ONLY OBSTRUCT THIS PURPOSE-- THEY ARE DESTRUCTIVE PURE AND SIMPLE AND MOST OF ALL NOT THE OKINAWAN PEOPLE THEMSELVES. I HAVE SPOKEN TO YOU IN COMPLETE FRANKNESS AND CONDOR, IN WHAT I HOPE THE OKINAWAN PEOPLE HAVE COME TO RECOGNIZE AS MY SINCERE DESIRE TO PROMOTE THEIR INTERESTS BY EVERY MEANS AVAILABLE TO ME. I

EXPECT THE UNDERSTANDING AND SUPPORT OF EVERY OKINAWAN TO ENSURE THAT THERE IS NO REPETITION OF THE EVENTS OF LAST NIGHT AND THAT INSTEAD WE CONTINUE TO WORK TOGETHER IN OUR MANY AND FUNDAMENTAL COMMON INTERESTS.

秘密標記（赤色）

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

米保長
1/5 22

（　　）第 366 号

昭和 45 年 12 月 24 日

外務大臣　殿

在準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）

引用公・電信
日付・番号　往電第695号

標記 ランパート高等弁務官声明文 6部
別添送付する

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

要処理
席事務官
渉外 調査
点業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局業務

文書課受信班
45.12.25
受付

GA—3—1　　在外公館

ONTA 法務、厚生、警察 12/28 手配ズミ

NEWS RELEASE

HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
APO SAN FRANCISCO 96240

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 70-288
December 20, 1970

STATEMENT DELIVERED BY HIGH COMMISSIONER JAMES B. LAMPERT
OVER RADIO AND TELEVISION STATIONS ON OKINAWA,
DECEMBER 20, 1970

I am appearing before you tonight to discuss a matter of grave concern to me as the responsible governing authority in Okinawa and to every resident of these islands.

Last night and early this morning in the city of Koza a riot occurred. The spark which set it off was a traffic accident in which an Okinawan pedestrian was struck and slightly injured by a U.S. Forces registered vehicle. Almost immediately the car was surrounded by a menacing crowd. American military police arriving at the scene were with difficulty able to extricate the serviceman, following which the two MP cars and the accident vehicle were set afire by the growing mob and destroyed. A portion of the rioters then moved to Gate 2 of Kadena Air Base where, hurling rocks and bottles, they succeeded in forcing temporary entry into the Base, igniting and destroying more vehicles and five classrooms of an American children's school. Only with great difficulty was the intrusion repelled after a struggle of over an hour.

Another large group of rioters moved south from the original accident scene along Moromi Street, hurling missiles and setting fire to and overturning more cars. When the crowd reached the junction of Moromi Street and Jagaru Road it was confronted by a line of GRI riot police sent to the scene by Acting Chief Executive Chinen and Police Chief Arakaki and supported by a line of American MPs. At one point use by the MPs of eight tear gas grenades was required on my express authorization, to prevent the crowd from breaking through these lines and advancing on the Plaza U.S. Military Housing Area. In the early morning the crowd dispersed and order was restored. By that time over 80 cars, the great majority private vehicles of U.S. servicemen, were lying destroyed in the streets, 30 persons had been injured -- fortunately none seriously -- and 19 rioters had been arrested.

(Over)

I am told that these deplorable events may be attributed in part to public resentment over the recent acquittal by a U.S. General Court Martial of a U.S. Navy Petty Officer. One may differ with and criticize this verdict -- that is the right of every free Okinawan and American. But there can be no possible excuse for carrying this criticism to the point of rioting in the streets, endangering of peaceful citizens and destruction of property. This is the law of the jungle. It has no place in Okinawa nor in any civilized society.

I am told that the rioters may also have been influenced by concern and resentment over the chemical weapons stored in Okinawa. If so, the disturbance was totally self-defeating in its effects. The United States is as anxious as Okinawa to remove these weapons as rapidly as possible consistent with the complete safety of all concerned. Plans for the completely safe removal of an initial increment of 150 short tons have been completed. The only development which would forestall those plans would be a threat of interference with or sabotage of the removal operation. I can state unequivocally that I will not authorize commencement of the operation unless I am satisfied that no significant threat of this kind exists.

I am aware also that this is a time of concern for many Okinawans as the specific conditions and arrangements of reversion are worked out among the United States, Japanese and Ryukyuan Governments. Every possible effort is being made to make these conditions and arrangements as satisfactory for the Okinawan people as possible. Public disturbances such as occurred last night can only obstruct this purpose -- they are destructive, pure and simple, and, most of all, for the Okinawan people themselves.

I have spoken to you in complete frankness and candor, in what I hope the Okinawan people have come to recognize as my sincere desire to promote their interests by every means available to me. I expect the understanding and support of every Okinawan to ensure that there is no repetition of the events of last night and that instead we continue to work together in our many and fundamental common interests.

(END)

NEWS RELEASE

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
URASOE, OKINAWA

ニュース．リリーズ：70-288　　1970年12月20日

1970年12月20日ラジオ．テレビ放送局を通じて行なつたジエームス．B．ランパート高等弁務官のステートメント

今晩、沖縄に於ける施政権者としての私にとつて、又全琉の住民にとつて重大な関心事である問題について、話したいと思つています。

昨夜から今朝にかけて、コザ市で暴動が起りました。暴動の発端は、軍ナンバーの車輌が沖縄の歩行者をひつかけ軽傷を負わさせた交通事故からであります。この車は直ちに険悪な群衆にかこまれ、現場にかけつけたM．P．もやつとのことでこの軍人を救出したのであります。その後、だんだん増えた群衆により二台のM．P．車が放火され破壊されました。暴徒集団の一部は、次に嘉手納空軍基地第二ゲート通りに進み、石や空ビンを投げ始め、一時的に基地内への進入を強行し、それに成功するや更に多くの車輌や米人学校の五つのクラスに放火し破壊したのであります。一時間以上もかかつてやつとこれ等暴徒を基地外に押し出す事が出来ました。

更に多数の暴徒集団が事故現場から諸見通りに沿つて南下し、いろいろなものを投げ出したり、別の車に放火したり、ひつくりかえしたりしました。この暴徒集団が島袋三叉路に達すると、知念主席代理と新垣警察本部長の命により派遣された琉球警察機動隊と、それを支援するために派遣されたM．P．隊と衝突したのであります。群衆がこの隊列を突破し、プラザ米人住宅地域に進入することを防止するため、特に私の命により、M．P．隊は催涙ガス手榴弾を8個使用する場面もありました。明け方になつて群衆はやつと散り出し、秩序が回復されました。その間、米軍人の自家用車が大部分を占める80台以上の車が破壊され、道路に放置されたままでありました。この暴動で30人が負傷しましたが、幸い重傷者は無く、19人が逮捕される結果となりました。

このなげかわしい事件は、一人の海軍軍曹の判決が軍法会議で無罪となつたことに部分的に起因すると私は聞いていますが、人は、判決の結果に

異議をはさむことも批判することも出来ます。それが、すべての自由な沖縄住民とアメリカ人の権利であります。しかし、このような批判を、

平和な市民の命をおびやかし、財産を破壊するような暴動の手段に訴える口実にならないのであります。　これは全くジャングルの掟であります。　このような掟は、沖縄に於いても、又如何なる文明社会に於いても存在しないのであります。

今回の暴動は又、沖縄に貯蔵されている化学兵器に対する関心といきどおりによつても影響されているのではないかと聞いております。　もしそうであるならば、今回の騒動はその結果からみて全く自己敗北であります。米国側も沖縄と同様、全ての人々にとつて完全に安全な対策とあわせて、これらの化学兵器を一刻も早く撤去したいと望んでいます。　化学兵器の第一回搬出し分１５０トンを完全に安全な方法で撤去する計画は完了しております。これらの安全撤去計画を遅延させる唯一の事態は、撤去作業に対する邪魔やサボタージなどの恐れが生ずるときであります。　私はこのような恐れが十分なくなつたと納得しない限り、撤去作業の開始を承認しないということをここで明白に表明する次第であります。

現在は、復帰のための具体的な条件や取り極めが、日。米。琉三政府間で作成されつつある時だけに、沖縄の多くの人々にとつて　重要な時期であると、私は理解しております。　これらの条件と取り極めが、沖縄の人々にとつて出来るだけ満足の行くものとなるよう、可能な限りのあらゆる努力が払われております。

私は皆様に極めて率直に話して参りました。　私は、私に与えられたあらゆる手段を用いて、沖縄住民の利益を達成したいとの私の誠意を住民に理解してもらいたいと思つています。　私は、昨夜のような事件が二度と起こらないよう、また、われわれの多くの共通する基本的利益のために今後とも協力し合えるよう全住民の理解と支援を期待するものであります。

（完）

ソ カ ヒ ヒ

大政事外外諸官
務務次次 典房
臣官官審審長長
儀給人電厚計
儀賓書文会営給
国資長 参調折企
領移長 参領旅移

ア長 参地中東二 北東西
米長 参北北保
中南蓋 参一二
欧長 参西東洋 西東

近ア長 参書近ア
経長 次総経国万 参賀統国
経協長 参政技二 国一理
条長 参条協規
国長 参政経科 軍社専
情長 参道内外
文長 一二

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

132

総番号（TA） 62966 主管
70年 月20日23時25分 沖縄 発
70年12月21日01時52分 本省 着 米北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

コザ市におけるそうじょう

第694号 極秘 至急 （ゆう先処理）
往電第692号に関し
20日よるランバート高等弁務官は本使に対し。電話をもつて20日早ぎょう発生したコザ市におけるそうじょうにつき経過（冒頭往電のラインによるもので「ラ」は特にさいるい弾を使用せざるを得なかつたこと。カデナの米人小学校の一部に放火されたこと。放火破損された米側車は約80台に達したこと。等を付言した）を報告越すとともに。21日にも主席の来訪を求めて事態について適切な措置をとることを要望する所存である旨述べた。右取りあえず。

（了）

（千葉課長に連絡、07:10）

外務省

極秘　34

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA)　63003　　主管
70年　月　日11時55分　沖縄　発
70年12月21日14時55分　本省　着　北1

外務大臣殿　　高瀬（大使）臨時代理大使　総領事　代理

主席との電話連絡

第698号　極秘　大至急

往電第694号に関し

1。21日朝本使より。ヤラ主席に対し電話連絡したところ。先方は。「イトマンにおける事故やどくガス撤去問題でけん民感情が高ぶり。何か不測の事態が起るのではないかと心配していたがこれが現実となつたことは残念である。この事件は発たんは突発的な事故ではあるが。イトマンのことなどがおを引いていることは事実であり。裁判権の民移管を再び強く要求する契機となるものと言わざるを得ない。

弁務官の談話の如く本件をどくガスの撤去遅延にからませるような態度では。更に感情がエスカレートして行くことになりかねず心配しているので。本土政府当局者の配慮をわずらわしたい。」と述べた。

2。本使より。「今回のそうじょうは誠に残念な次第であるが。裁判権の民移管などの制度上の問題についてちょうちょうすることよりは。現在の事態が各関係当局にとつて不



極秘

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

幸な方向に発展することのないように万全の措置を講ずることが当面の急務である。責任の地位にある主席としてこの際れいせいかつ長期的視野からこの事件が更におを引いて復帰実現という目標に影響を与えるが如きことのないよう格段の御配慮を願うものである。本日弁務官と会見されるとのことであるが。本そうじょうの発生の直接の原因と何らかかわりのない米人のこうむつたひ害については。この機会に適切な意思表示を行なわれることも時ぎにかなつたことと思う」と述べたところ。先方は御要望の諸点については十分考えさせていただく。今後の連絡を一層密に致したいと述べた趣。

3。本使21日午後4時半弁務官と会見の予定。

4。弁務官の申出でもあり。21日午前ジョンソン空軍司令官の案内により事件現場及びそのしゆうへんをヘリコプター等で視察する予定。

（了）

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

137

電信写

総番号(TA) 63070　　主管
70年12月21日19時35分　沖縄　発
70年12月21日23時16分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

主席に対するどくガス撤去のブリーフィング

第708号　略

往電第691号に関し

クラーク渉外局長は、21日当方に、どくガス撤去の安全措置について主席にブリーフする問題については、スナイダー公使より民政府に連絡があつたが、当地でももともと良いアイデアとして検討していたものであり、主席も帰任したので近く（日取り未定）ヘイズ少将が主席に面会して行なうこととなつていると述べた趣。

なお、本件についてはランパート弁務官より本使に対し、直接ヤラ主席に話しおいたとのことであり、本使よりもぜひとも化学兵器の第1流専門家である同少将の話しを聞かるべきことを主席にすすめおいた経緯がある。

（了）

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

87

電信写

総番号(TA) 63133　　主管
70年12月21日21時20分　沖縄　発
70年12月22日04時24分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

弁務官との会談

第709号　極秘　大至急

貴電米北1第324号に関し

本日午後4時半よりランパート高等弁務官と会談したところ要領左記の通り。

1. 本日午後2時半より弁務官はヤラ主席と会談したるが、その際書物により左記の点を申述べたる趣。

（イ）事件の経過を事実　　説明し、過去2年にわたり営々努力したるもこの種不しあつ事の生起するあり誠に残念なり。

（ロ）イトマン事件またはどくガス撤去についての民心の動向は如何ともあれ、右は決してこの暴動をJUSTIFYするものにあらず。

（ハ）りゅうきゅう政府は今次事件により米人個人の受けたる損害を賠償すべきものと考える。

（ニ）今後共全力をつくし事態の改善を計り、状勢をせいおん化することがかん要にして主席はRADIO TVにより直接民衆に話しかける要ありと考えおるが、米側としてあらゆる努力をおしまず。

外務省

極秘

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

《ホ》主席が本件の生起を知り直ちに日程を変更急拠帰任したることは誠に適切であり。本件を収しゆうし今後益々日米国交の大本のためしん善関係を増進することに努力することを期待するものなり。

2. 《イ》右に対し主席は。ハワイ旅行に触れるとともに外務大臣。総務長官にお目にかかる予定を変更。取り急ぎ帰任したるが今次事件は誠に遺かんにたえず（VERY REGRETABLEとしPERSONALLY DISAPOINTEDと通訳ありたる趣）と述べ。事件はぐう発的にして首謀者等はなく。いとまん事件についての法律的の説明は理解し得るも感情上の不満のげきするところ今次事件となつたものと思うと述べ。《ロ》どくガスの撤去については先に約束ありたる通り至急撤去してもらいたきこと及び150トンと言うことだが能う限り多量のものをはん出あり度しと述べた。右に対し弁務官より。オレゴン。ワシントン両州が受入れを反対したが米国の他の地域には多量のものが収納されており。危険をひとりおきなわにのみ負担させているものにあらずと説明し。どくガスについてはこれが撤去は十分な安全性の保証を必要とするものであつて。デモによる混乱またはサボターヂュ等の危険があれば作業それ自身が不可能なることを述べ。事態を安定化することに努力しいたずらに高し勢をとりOFFENDI





極秘

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

NGかつCHALLANGINGな態度をもつて火に油を注ぐことなきよう十分かい意あり度しと申入れた趣。

《ハ》主席は米私人所有の自動車その他の個人損害の補償につきては右りゆう米間の話が外部にもれた際反響が心配なりとし。りゆう政に持ち帰り関係部局にて検討を加えんと発言したるに対し。弁務官より。双方において協議することとしてもよく。また。方法については相談にのる故検討あり度しと重ねて要請した由。

3. 本使より。弁務官の心つうは誠に同情にたえずとし。外務大臣におかれても2点において重大な関心を持たるるものと信ずとして。《イ》イトマン事件。どくガス問題及び今次の暴動事件は別々に処置さるべきものにして。右を合べいし共めい的なREACTIONの起らざるよう急速かつ有効なる処置を必要とすること。及び《ロ》どくガスにつきては弁務官声明において中止または変更ある如き文言あるところ。貴見如何を申入れたるところ。《イ》につきては。自分もそのように考えおり。各事件はそれぞれ各個別に処置さるべくまた。特に暴動事件につきてはりゆう警の措置。能力等ゆうしゆうなるものありと考えおり。マテ主席の態度も極めて良心的かつ協力的にてこれを多としおり。今後共貴使の協力を得たしとのことであつた。

《ロ》につきてはおきなわより撤去すべしとの話のあつた



外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

当初にはん出についてはことの性質上十分なる保証が必要にして反対のデモまたはサボタージュの如きものあれば右保証を欠くというべしとの議論あり。右理論上の見解を利用し声明においてこれを取り上げたものであり。約束した方針には変更なし（NO CHANGE OF THE PLAN）と述ぶるとともに貴大臣のご念せらるるところは十分理解するをもつて最善をつくすべしと述べた。

4。なお。弁務官より。本日発表されたところによればおきなわ地区において3,000人が解雇さるることになつているが。「ヴィエトナム」よりの車両の修理が近々大量に増すものと思われるので右により数百名の人員が必要となるべく目下ワシントンとせつしよりしつつありと内話があつた。

（了）

（05:45 千葉米北1課長に連絡済 電信課）



外務省

極秘



注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号（TA）63089　　主管
70年12月21日22時00分　沖縄　発
70年12月22日01時28分　本省　着

外務大臣殿　　在瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

ヤラ。ランパート会談（コザ事件等）

第910号　平　至急　（ゆう先処理）

往電第692に関し

21日午後ランパート高等弁務官との会談に関するヤラ主席の記者会見の概要次の通り。

1。主席冒頭説明

（1）弁務官は次の如く述べた。

（イ）自分はこれまで米りゅうの友好関係につくして来た今回の事件には失望を感ずる。特に住民が法を無視した行動に出て。けい微な交通事故が原因となつて無関係な者が損害を受けたことは遺かんであり。かかる事故の再発防止については自分も努力するが。主席の協力もお願いしたい。（ロ）イトマン事件に対する住民の不満は十分分るが米国の法のもとで行なわれたことの結果を自分が変えることは不可能なのでこの点理解してもらいたい。（ハ）化学兵器に対するおきなわ住民の心情は理解している。住民不安を除くため近くヘイズ少将より貴主席及び関係者に対し技術的なブリーフィングを行なわしめることと致したい。（ニ）りゅう警は事件の処理に当つて終始活やくしたが難を

大臣官房　外務次官　審議官　経済局長　経理局長　厚生官　会計課長　総務課長　典務課長　国際資料課長　調査課長　企画課長　領事移住課長　旅券課長　アジア局長　参事官　地域政策課長　中東第一課　中東第二課　北米第一課　北米第二課　西欧第一課　西欧第二課　北米局長　参事官　北米課　保障課　中南米局　参事官　第一課　第二課　欧亜局　参事官　西欧第一課　東欧第二課　洋上課　近東アフリカ局長　参事官　近東第一課　経済局長　次長　総務課　国際経済第一課　参事官　貿易課　統計課　経済協力局長　参事官　政策課　技術協力課　条約局長　参事官　条約課　協定課　国際法局長　参事官　政策課　経済課　軍縮課　専門官　情報文化局長　参事官　対外文化課　内閣情報調査室　文書課長　一課　二課

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい、
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

いえば現場到着が遅かつた。民政府当局とりゆう警との話し合いでじん速化を図りたいが、その際は主席の協力もお願いする。（ホ）今後同種事件が万一発生した際は貴主席等がラジオ・テレビ等で住民によびかけ事態のちんせい化に努めて欲しい。（ヘ）米国人が住んでいることによつて多くの問題が生ずる事実は認めるが、友好関係を保ちたいと希つている米国人が大部分であることを理解して欲しい。自分としては日米友好関係のこうきゆう的な発展を望むものであり、これ以上の事態の悪化を避けるため主席の努力を得たい。

以上に対して自分より次の通り答えた。

（イ）関係のないものがひ害を受けたこと自体は如何なる理由によるものであれ遺かんである。（ロ）しかし、どくガスやイトマン事件について弁務官としてはこれ以上何もできないということであれば、おきなわ住民の不平不満のやり場がないことになり、どうしても納得のいかない場合には何かのしげきを契機に直接行動に訴えるということも起り得る。（ハ）昨日の弁務官声明を読むとガス撤去とからめて高し勢できめつけているとの印象を受けるがこの点は不満である。米国自国内はおろか、属領であつても持ち込みたくないガスがおきなわにあることと自体不合理である





注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい、
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

。（弁務官より、米国には「高し勢」という言ばはなく、それはどうまんという意味になろうが、自分にはそういう積りはなく、声明をよく読んでもらえれば真意は判つてもらえるはずだと述べたので。）右声明はい圧的に感じられる。自分としてはどくガスの全面撤去を要求するものであり、米側は実際の行動によつて住民を納得させるよう努めるべきである。

2. 質疑応答（カッコ内質問）

（イ）（暴動事件につき米側に抗議したか）

抗議はしない。本件は話し合いによつて処理すべき問題であり、自分としてはけん民の声は十分伝えた積りである。

（ロ）（米側は昨日の事件はおきなわの住民の側に責任があると言つたか）

そのようなことはなかつた。自分は昨日現場を視察したが、今回の暴動は組織行動ではない。しかし事件のはいけいには住民の間に流れる共通の対米感情があつたと見られる旨述べおいた。（ハ）（ひ害車等の補償について先方から請求がなされたか）

先方からはひ害の実態につき説明があつたが、補償の請求はなかつた。

（丁）



外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

207

ソカヒ

大政事外外儀官
務務　典房
次次
臣官官審審長長
儀総入電厚計
儀
資渉文会営給

国資長　参調析企
領移長　参領旅移

ア長　参地中東二
北東二西
参長　参北北保二二
中南審　参一二
欧長　参西東洋二二
西東

近ア長　参書近ア
経　次総経国万
長　参官統国二
経協長　参政技二
国一理
条長　参条総規
国長　参政経科
軍社専
信長　参道内外
文長　一二

電信写

主管
総番号(TA) 63087
70年12月21日22時50分　沖縄　発
70年12月22日01時03分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

コザ市における暴動（ヤラ主席内話）

第711号　略　至急　（ゆう先処理）

往電第710号に関し

冒頭往電記者会見後、ヤラ主席は表けい訪問の米北1カトウに対し、（イ）おきなわ住民は自分が高等弁務官に対して今次暴動事件につき抗議を申入れることを期待しているものの如くであるが、自分としてはあくまで友好的な話し合いを通じて解決を図るべきものと考えている。（ロ）本日の記者会見においては、米側の財産的損害に対する補償請求は行なわれなかつた旨述べたが、事実は本日の会談において高等弁務官より請求がなされており、自分は現時点で右事実が明らかになつた場合の反響を考慮し、弁務官に対しては、この点はりゆう政関係部局で検討すべき旨を述べるとともに、プレスに対してはこれをふせおくこととした次第である。（ハ）昨20日の弁務官声明にもかかわらず、自分は米側はどくガス撤去の時期が遅れた場合の住民側の反応は十分承知していると思うので、実際には遅れることはないと思つている旨等述べた。

（了）

外務省

---

ONTA
防警厚

100

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

ソカヒ

大政事外外儀官
務務　典房
次次
臣官官審審長長
儀総入電厚計
儀
資渉文会営給

国資長　参調析企
領移長　参領旅移

ア長　参地中東二
北東二西
参長　参中北保二二
中南審　参一二
欧長　参西東洋二二
西東

近ア長　参書近ア
経　次総経国万
長　参官統国二
経協長　参政技二
国一理
条長　参条総規
国長　参政経科
軍社専
信長　参道内外
文長　一二

電信写

主管
総番号(TA) 63256
70年12月18日18時45分　沖縄　発
70年12月22日21時26分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

イトス主税局長帰任の記者会見　ドクガス

第717号　平

往電第689号に関し

イトス局長は20日帰任。記者会見において要旨次の通り述べた趣。

（イ）結論として絶対安全とは言えないが付近住民を避難させる必要性についての意見は出なかつた。（ロ）積みおろしの際が一番危険であることをすべての専門家が指摘している。本土専門家の派遣は有益と思われる。（ハ）主席等幹部に報告後今回の上京の成果を如何に生かすかを考えたい。

（了）

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

57

電信写

総番号(TA) 63391　　主管

70年12月23日13時00分　本省　発　沖縄

70年12月23日14時18分　着

外務大臣殿　　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

どくガス撤去安全措置に関する説明会

第121号　平　至急

往電第691号に関し

市ちょう村関係者に対する説明会は23日午後2時よりイシカワ・ビーチ（陸軍施設）において行なわれる。12日のプレス・ブリーフィングで使用したと同じ資料が席上配布される由。（三木が出席ぼうちょうの予定）さんばし等の関連施設の公開は行なわざる由。

（了）

外務省

12/23 小田部受

加藤事務官よりの電話連絡

I. 毒ガス撤去説明会について（住電外721号に関し）

1. 説明会は本日午後2時から4時まで石川ビーチにおいて開かれた、日本側は具志川市長、美里村長、石川市長、コザ市長、嘉手納村長、をはじめ23名出席、米側はヘイズ少将、グレッグ大佐、

内容はスライドも含め、大様、今月11日東京で行なったものと同じであるが、「化学兵器の移送」と題する和英両文のパンフレットを配布し、右パンフレット4万5千部を関係住民





に交付すると説明した。（右テキスト空送）

2. 質疑応答

三木二佐が質問に立ったが、応答のうち主な点は次の通り。

(1) 来周中に、ヘイズ少将、陸軍工兵隊司令官は、美里村長と道路状況を視察に行く予定である。

(2) 沖縄に毒ガスは1962年頃搬入された。

(3) 住民の避難は不用であり、米本国でも避難の事例はない。

(4) ジョンストン島の施設は建設を開始しており完成は71年末か72年初めで

ある。

(5) 近く「ガス移送安全基準」を配布する。

(6) 移送開始の指令は間近いと思われる。予告は4日前に、出来れば10日前にする。

II 実弾射撃場設置（在電外722号に関し）

1. 民政府より琉球政府への説明内容は次の通り。

(1). 試射距離 2,000 m.（内訳では大へん短距離とのこと）

(2) 期間 2月15日までの7週間.

(3) 地域 地図空送するも新聞に出たのとほぼ同様





(4) 面積 危険区域 1377エーカー
着弾〃 231エーカー

(5) 種類 大砲 3門.
1回50発宛 3回実施

2. 成功すれば射撃場を永久に使用したいとの言に対し.

(1) USCAR 土地課長（同席していた）が住民GRIの感触如何と質したに対し、

GRI
農村局農村部長は USCARは反対であるとして次の点を挙げた

(イ) 実弾射撃は住民に被害を及ぼす
(ロ) 村民は反対している

(ハ) ダム建設を予定しているところ、水源に悪影響を及ぼす。

(二) 自然林を破壊し、鳥獣に損害を与える
(天然記念物の「ノグチゲラ」がそこに
~~生機~~生そくしている)

(ホ) 日本政府援助の林道建設予定が
あるのに了解はついているのか。

(2) 国頭村当局も反対であり、村民大会を
予定している。

(3) 海兵隊中佐が立って、航空写真で
検討したが実射は心配なく、意見が
あれば28日までに文書で申し入れる
よう述べた。

ソ カ ヒ

大政事外外儀官
務務 典房
次次
臣官官審審長長
儀総 電厚計
儀 書文会営給
資

| | |
|---|---|
| 国資長 | 参調析企 |
| 領移長 | 参領旅移 |
| ア長 | 参地中東二 北東西 |
| 米長 | 参北北保 |
| 中南審 | 参一二 |
| 欧長 | 参西東洋 西東 |
| 近ア長 | 参書近ア |
| 経長 | 次総経国万 参賀統国 |
| 経協長 | 参政技二 国一理 |
| 条長 | 参条協規 |
| 国長 | 参政経科 軍社専 |
| 情長 | 参道内外 |
| 文長 | 一二 |

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

295

電信写

総番号(TA) 63444 主管
70年12月23日20時00分 沖縄 発
70年12月23日22時00分 本省 着 米北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス撤去安全措置に関する説明会

第727号 平 至急

往電第721号に関し

冒頭往電の説明会は、23日午後2時より4時までイシカワ・ビーチ(陸軍施設)において、グシカワ市長、ミサト村長、イシカワ市長、コザ市長、カデナ村長等23名に対しヘイズ少将及びグレッグ大さにより実施された。説明内容及びスライドは、11日のプレス・ブリーフイングで使用したと同じ資料を使用したが、席上「化学兵器の移送」と題する和英両文の経路図入りパンフレット(空送)を配布、同時に約4万5千部を各関係住民用に交付した。三木を出席ぼうちようさせたところ、ヘイズ少将の質疑応答要旨次の通り。

(1) 来週私と陸軍工兵隊司令官とがミサト村長の案内で、道路状況を視察する。

(2) おきなわのガスは1962年ころはん入した。

(3) 住民の避難は不要。米本国でも避難の要なし。

(4) 「ジ」島のガスちよ

外務省

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

蔵施設の建設は既に開始され、完成予定は71年末ないし72年初めなるも、ラ中将は更に促進方要請した。

(5) ガス移送の安全基準を近く作成し、必要機関に配布したい。

(6) 150トンの輸送開始指示は未だ来ていないが、間近に迫っている感じである。事前通告は少なくも4日前、できれば10日前に行ないたい。

なお本日の説明会はコザ事件直後で、成行きが心配されたがヘイズ少将の専門家としての自信に満ちたこん切ていねいな説明及び応答とパンフレット配布とにより、良好な効果を収め得たと思われる。

(了)

—2—

(高瀬浩)

外務省

大臣 神野方 BR

アメリカ局長

参事官

北米才一課長

秘密標記（赤色）

報道課長

第 362 号

昭和 45 年 12 月 24 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬代

（件名）
毒ガスの移送に関するパンフレット

引用公・電信
日付・番号 往電第727号

在仲米陸軍司令部が23日
標記に関し、住民に配布したパンフレット
6部、別添送付する。

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

GA—3—1

在外公館

36

ONTA、JDA、MOW、

12/28 手配

| |
|---|
| 官房事務官 |
| 大 |
| 渉外 調査 |
| 漁業 |
| 空 |
| 科学協力 |
| 連絡調整 |
| 調査 |
| カナダ |
| 局庶務 |

45.12.25

# 化学兵器の移送

在琉米陸軍は近い将来、沖縄における毒性化学兵器１５０トン（米トン）を知花弾薬庫から天願桟橋まで運び、ジョンストン島に移すための積出し作業を開始する予定であります。

この最初の積出しは別図に示される輸送ルートを経て知花弾薬庫から天願桟橋まで運ばれます。異常天候にそう遇しない限り、これは一日以内に二組の輸送車群で運ぶことになります。弾薬庫から桟橋までの輸送時間は各輸送車群共それぞれ約３０分かかる予定です。

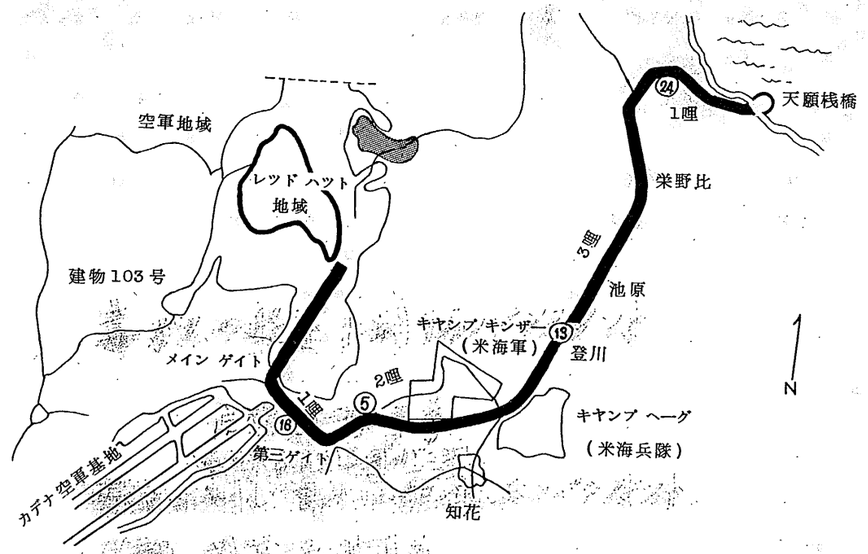


移送沿道の住民安全のためには可能なあらゆる措置が移送計画におりこまれていますので、一般の方々に対しては何ら危険性はありません。

沖縄での移送は米国内でとられる同じ内容の安全基準に従つて実施されます。部分的にはかえつて沖縄の場合もつときつい対策がとられます。例えば、輸送車の制限スピードが米国内の場合、時速３５マイル（哩）に対して沖縄の場合は２０マイルに制限されます。

安全対策に関しては琉球政府、その他の関係者に十分説明がなされました。

移送計画を練るにあたつては安全性を確保することに最大の考慮がはらわれました。撤去作業はその分野で米国陸軍の最高の軍事専門家でありますジョン J. ヘイズ少将の直接指揮下のもと

実施されます。輸送車には高度の専門知識をもつた技術警備班が同伴します。彼等技術員は如何なる事態が起ろうともそれに対処できる訓練を受けております。

沖縄に派遣されてきました技術警備班はこの種の化学兵器を今まで長年そして数百万マイルの距離を移送して一度も事故を起こしたことがない完ぺきな記録をもつております。技術警備員の外に各輸送車群には万一の場合にそなえて十分訓練された医療班も同行します。道路監視にはヘリコプターも使われ、移送開始前から移送期間中は移送ルート全域の監視にあたります。

輸送車は安全運転記録をもつた人たちの中から特に選ばれた優秀な人たちによつて運転されます。

交通規制は軍民警察当局が協力して効果的に実施しまして輸送車が邪魔されることなく進行できるようにします。

沖縄から徹去されます化学兵器には液状の化学薬剤がつめられています。濃縮ガスではありません。ですから、もし万一事故が起こつたとしても、そしてその結果容器がこわれたとしても中からもれるものは液状、つまり水たまりの形態ですのでそのすぐ近くにいる要員以外には危険の心配はありません。たとえそういう事態が起こつたとしても技術警備員が輸送車に用意されています無毒化処理剤を使つて簡単に消去することができます。

そういう理由から、直接化学兵器の取り扱いや移送にたずさわる要員、輸送車に同伴する関係者、そして輸送車の進行を管理する人員には、防護マスクが配布されます。ご存知の通り、移送経路にはいくつかの米軍基地も隣接してあります。これら基地の人員は輸送車のすぐ近くに位置する訳ではありませんので危険性は存在しません。従いまして彼等にもマスクは配布されません。

沿道の一般住民の方々は移送作業が続けられる間、下記のことがらにご配慮下されば化学兵器を安全に徹去しようとする米国陸軍の努力に協力することができます。

1. 輸送期間中は子供たちを道路に出さず、まちがつても輸送車の進行をさまたげることがないようにする。
2. 輸送期間中、一般車は輸送経路への通行を避けて交通量の軽減につとめる。
3. 常に輸送車群に同行する専門家たちの指示に従い、協力する。
4. 輸送車が何かの理由で止つたとしても車輛には近ずかないで各自通常の職務を続ける。

上記の簡単なことがらにご配慮下されば知花弾薬庫から天願桟橋までの化学兵器移送作業を安全にそして成功裡に達成する手助けとなります。　皆さまのご協力をお願いいたします。



# RELOCATION OF CHEMICAL MUNITIONS

In the near future the United States Army, Ryukyu Islands plans to move 150 short tons of toxic chemical munitions from the Chibana Ammunition Depot to Tengan Pier for shipment to a new storage site on Johnston Island.

This initial shipment will be transferred from Chibana Ammunition Depot to Tengan Pier along the route shown in the diagram. The initial movement will take place in one day, weather permitting, and involves two convoys, both of which will require approximately 30 minutes to make the trip from depot to pier.

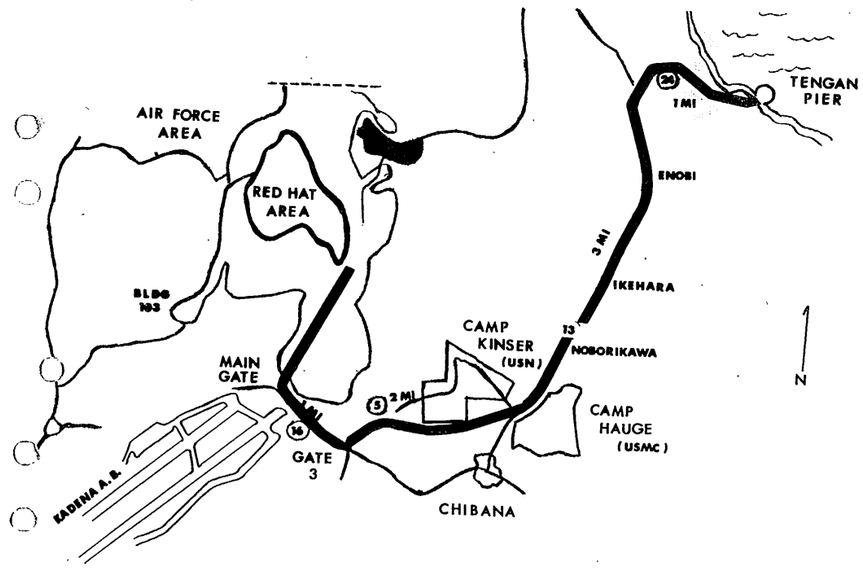


Every possible measure to insure the safety of people along the route has been incorporated and there is no danger to the public. The transportation safety standards for this move are similar to the procedures followed in the United States. In fact, some of the safety standards here on Okinawa are more stringent than in the United States; for example, truck speed will be limited to 20 MPH rather than 35 MPH. GRI and local officials have been fully briefed on the safety precautions being taken. Planning for the move has been guided by a single overriding precept--SAFETY.

The relocation is under the direct control of Major General John J. Hayes, the U. S. Army's foremost military expert on the planned relocation of chemical munitions.

Both convoys will be accompanied by a highly qualified technical escort team, which is trained to deal with any problems that might arise during the trip. This team has moved this type of material millions of miles and for many years without an accident.

In addition to the technical escort team, each convoy will have trained medical personnel in the unlikely event they are needed, and a helicopter will be used for surveillance of the entire route prior to and during all convoy movements. All drivers have been chosen carefully for their safe driving record.

Military and GRI police authorities will cooperate to ensure the unhindered movement of the convoys through effective traffic control.

The munitions to be shipped out of Okinawa contain chemical agents in a liquid form and not compressed gas. Therefore, in the remote possibility of an accident, resulting in the rupture of the casing, any of the contents which might leak will be in the form of a puddle. This puddle presents no danger to personnel other than those in the immediate vicinity. In the event this occurs, technical escort personnel would simply neutralize the puddle using the decontaminants which are with each convoy. For this reason the personnel involved in direct handling and transporting of the munitions, as well as other personnel accompanying or controlling the convoy, will be the only ones provided with protective masks. You can also see that the proposed route is extremely close to several U. S. military installations. Personnel in these installations will not be provided protective masks as there is no danger to them as they will not be in the immediate vicinity.

Those people living along the route can assist the United States Army in the safe movement of these munitions by following these simple steps:

1. Keep children off the street during the movement of the convoy so they will not inadvertently interfere with the convoy's movements.

2. During the period of convoy movement, reduce the amount of traffic along the convoy route by using another road.

3. Cooperate with the directions of the expert personnel accompanying the convoy at all times.

4. In the event a convoy stops for any reason, keep away from the vehicles and proceed with your normal routine activities.

These simple rules will aid in the safe and successful movement of the chemical munitions from the Chibana Ammunition Depot to Tengan Pier. Your cooperation in this matter is respectfully requested.

大臣秘書官 [illegible]
田中長 [illegible] 米保 [illegible]

アメリカ局長 [illegible]
参事官
北米オ一課長 [illegible]

秘密標記（赤色）

報道課長 [illegible]

（　　）第 365 号

昭和 45 年 12 月 24 日

外務大臣　殿

在 準備委代表事務所
高瀬 [illegible]

（件名）
毒ガス撤去安全措置に関する説明会

引用公・電信
日付・番号　往電第727号

標記説明会における質疑応答要旨及び
配布書類　6 部別添送付する

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

要処理
首席事務官
渉外 調査
漁業
空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

45.12.25

GA—3—1

67 在外公館

ONTA、厚生省、JDA、[illegible]
南方班（古田事務官）保管 [illegible] 12/28 [illegible]

---

沖米経第365号
45.12.24

1

毒ガス撤去に関する説明会質疑応答要旨

1. 日時及び場所
12月23日14時～16時　於 石川ビーチ米陸軍施設

2. 出席者
具志川市（新垣（アラ）市長以下5名）
美里村（中村村長以下5名）
石川市（平川市長以下4名）
コザ市（大山市長以下4名）
嘉手納村（古謝村長以下4名）
琉球警察（　　1名）
計 23名（日本側）
第2兵站コマンド司令官 ヘイズ少将
在沖米高等弁務官報道調整官 グレッグ大佐
〃　〃　ナカヨシ（通訳）
民政府（5名）
在沖米陸軍司令部（1名）
計 9名（米側）
オブザーバー
復帰準備委員会　三木2佐
報道：沖縄タイムス、琉球新報、RBC（琉球放送）

GA（自主参加）　外務省

3. 説明会

(1) ヘイズ少将 挨拶（仲吉通訳）

「移送は絶対安全であるので御協力を得たい。日本国政府に実施したのと同様の説明を行なうが、その後、いかなる質問にも答えたい。」

(2) グレック大佐 説明（40分間）

12月11日、現地報道関係者に実施したのと同様の説明（既送）を、スライドを使用して説明（仲吉通訳）

(3) 質疑応答（1時間20分）

○ 中村 村長（美里村）

「美里村登川のキャンプ・ヘーグ手前から石川市の瑞慶山ダム近くまで広い農道がある。この間1カ所農道を連結するため約1KM道路を建成すれば住民地域を通ることなく移送できる。」

○ ヘ少将





「撤去は完全に安全を保障された経路を通じてでなければならない。
撤去時期を長びかすことなく達成できるかどうか検討する。来週にでも、提案のあった地域を、中村村長の案内で、私と、陸軍工兵隊司令官とが視察するようにしたい」

（大山コザ市長）

(1) 残りの1万3000トンのガスという意味は、ガスだけの目方か。

(2) 毒ガスはいつ沖縄に搬入したのか

(3) 毒ガス容器の安全基準を警察等に説明してもらいたい

（ヘ少将）

(1) ガス及び容器の全てを含めての目方である。

(2) 毒ガスは1962年頃搬入した。
その際もこの要領で実施したが事故は全く無かった。
住民が知らなかったことは、却って安全上良かった。

(3) 毒ガス容器は、完全に検査され、又最も安全な容器に詰めかえられて既に準備完了している。
容器の安全基準について、詳細に説明することは必要ないと思う。

(中村美里村長)
住民をその日迄、避難させてはどうか。

(ヘッ将)
車が経路を安全に通れば、絶対安全。米本国でも、保健局長の意見として、避難は却って好ましくない。又、私の専門的知識及び米本国での過去の実例でも、より住民の多い大都市を通って、列車などで輸送した際も避難は行なっていない。

(ム城立法院議員，社大党)
(1) オレゴン州で、反対した理由は何か。
(2) ジョンストン島に残りの1万3000トンを送るのはいつか。





(ヘッ将)
(1) オレゴン州でも、十分な知識が無く、又毒ガス移送についての危険性について扇動が行なわれたからであり、十分な知識があればそうはならなかったと思う。
(2) ジョンストン島の1万0トン分の弾庫は、既にあったもので、数年前に建設されたものである。
ジョンストン島における弾庫の建設は、昨日もハワイに電話したが、既に開始された。
レアード長官は、1971年末ないし1972年初めといっているが、私も、ランパート中将も、もっと早く移すように要請している。

(某氏)
米本国で移送の安全基準があると思うが、示してもらいたい。

(ヘッ将)
ガス移送の安全基準は、危険物輸送安全基準をよりきつくしたものである。ランパート中将もこれを知らせたらどうかと考慮中であり

安全基準を印刷したものを、市町村等に必要な丈配布するようにしたいと思う。

（トミモト、コザ市議長）

(1) 150トンの輸送時期はいつか

(2) 残りの 〃 〃

（ヘ少将）

(1) 150トンの輸送準備は既に完成し、指示あり次第開始する。個人的には、間近に迫っていると感じている。

(2) 残りについては、レアード長官の言明以上に、より早く移送できるよう、人間としてなしうるあらゆる努力をするつもりである。

（比嘉、登川区長／美里村）

部落には、車が200台あり、通る道路は、13分線丈である。又、子供も、13分線でよく遊ぶので、この経路を変更してもらいたい。

（ヘ少将）

来週、中村村長とともに、私と陸軍工兵隊





司令官とで視察するが、道路を造成したりすることで、移送が遅延するようにしたくないので、この計画の経路を使って安全に輸送するようにしたい。

1日中、通行するのでは無いので、そのような必要があるとは思わない。

（某氏）

(1) 事前通告はいつ行うか。

(2) このパンフレットを見て安心した。又、万一ガス液がこぼれても、直ちに無毒化できるということを信用してよいのであれば、安心であるが、本当に安全か。

（ヘ少将）

(1) 事前通告は、少なくとも、4日前、早ければ10日前になされる。

船の入港通告あり次第、琉球政府を通じ、又、報道関係者にも通告する。

(2) このパンフレットの通り安全である。

万一事故が起きても、その対処は技術員が、簡単に処理できる。

容器自体が爆発するような装置は全て外してある。
コンクリートの上に、わざと器に、テストもしてみたが、危険は無い。
万一もれても、水溜り程度の液で、専門家が直ちに除毒し、その他の人々には、全く危険は無い。
例えば、ダイナマイトは雷管をつけてあれば危険だが、雷管を外しておけば安全である。
それでも、ダイナマイトは危険物であるので最大の注意を払うのである。
ガスも同様である。
容器がこわれても、ガスが出てくるのでは無い。
(3) ガスの種類は、マスタード、神経ガス(GB)神経ガス(VX)の3種類である。





4. 所見
本日の説明会は、コダ事件直後で、米側としては、関係者の参集が得られるか否か、及び、政治的な悪意ある抗議的質問があるのではないかと、その成行きを心配していたが、ヘイズ少将の専門家としての自信に満ちた懇切丁寧な説明及び応答と、パンフレットの配布とにより、良好な効果を収めたものと思われる。

ソカビ

大政事外外務官
務務　典房
次次
臣官官官官長長
機総人電厚計
機密書文会営給
国資長　参調析企
領移長　参領旅移

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

42

電信写

総番号(TA) 63777　主管
70年12月25日11時25分　沖縄　発
70年12月25日12時48分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使　臨時代理大使　総領事　代理

どくガス撤去に関する首席に対するブリーフィング

第732号　平　至急
往電第708号に関し
1。24日。ヘイズ少将。グレッグ大佐は民政府において首席に対しブリーフィングを行なつた。
2。「グ」は。当方に対し特に新しい情報を加えたわけではないが。首席は終始熱心にちよう取し。有益であつたと思うと述べた由。
(了)

ア長　参地中東 北東西
米長　参北北保
中南審　参一二
欧く長　参西東洋 西東
近ア長　参書近ア
経長　次総経国万 参賀統国
経協長　参政技二 国一理
条長　参条協規
国長　参政経科 軍社亨
情長　参道内外
文長　一二

外務省

ソカビ

大政事外外務官
務務　典房
次次
臣官官官官長長
機総人電厚計
機密書文会営給
国資長　参調析企
領移長　参領旅移

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

40

電信写

総番号(TA) 63781　主管
70年12月26日15時45分　沖縄　発
70年12月26日17時58分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使　臨時代理大使　総領事　代理

立法院決議(どくガス撤去。裁判権移管等)

第734号　平　至急
往電第692号に関し
1。24日第43回立法院臨時本会議で(イ)「どくガス兵器の即時完全撤去に関する決議」(ロ)「国頭村実弾射撃演習場設置に関する反対決議」(ハ)「米軍人。軍属による犯罪に対するそう査権及び裁判権の民移管に関する要請決議」の3決議案を全会一致で可決し。本件決議内容を日米両国政府に要請するため屋カツ立法院議長。タワニ。チョウコウ。上原重蔵。中山兼順(以上自民)。平良幸市(社大)。ナカマツ。ヨウゼン(人民)。キシモト利実(社会))の7名を上京させることとなつたところ。右決議概要次の通り。(テキスト空送)
(1)そう査。裁判権の移管
(イ)コザ事件のはいけいにある問題点の反省。(ロ)そう査権。裁判権の民移管。(ハ)軍きしゅく正。(ニ)加害者に対する厳ばつと裁判記録の公開。(ホ)ひ害者への公正な損害賠償

ア長　参地中東 北東西
米長　参北北保
中南審　参一二
欧く長　参西東洋 西東
近ア長　参書近ア
経長　次総経国万 参賀統国
経協長　参政技二 国一理
条長　参条協規
国長　参政経科 軍社亨
情長　参道内外
文長　一二

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

（2）どくガス撤去

（イ）どくガス1万3千トンの移送計画の全容及び安全基準の明示。（ロ）150トン。マスタード・ガス撤去時期の明示。（ハ）本土専門家の立会い。

（3）実弾射撃場設置

（イ）付近住民にとつて危険であり、また住民の殆んどが山地依存の生業を営んでいるため生活不安をもたらす。（ロ）水資源供給地としてのダム計画に支障を来たすばかりでなく、てん然資源物をかいめつさせる。

2。なお、25日付当地紙は、裁判権の民移管に関する決議案の調整で、自民党が「コザ事件において暴とが（イ）米人車両をやき打ちし、（ロ）基地内施設に放火したことに対して深く遺かんの意を表す」との文言そう入を主張したのに対して、与党各派は「右文言をそう入すると米側に対する謝罪決議になる」と反ぱつし、6時間余りに及ぶ調整は不調に終りそのまま本会議に持ち込まれた。しかし、本会議では上記自民党の立場を削除するとともに与党側の主張する強い抗議調の文言もまた自制することによつて相互に一致点を見出し、全会一致で可決された旨報じている。

（了）



---

秘

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号（TA）63799　　主管

70年12月25日17時45分　沖縄　発　米北1

70年12月25日21時28分　本省　着

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

どくガス撤去に関する主席に対するブリーフィング

第735号　略　至急　（ゆう先処理）

往電第732号に関し

1。冒頭往電のブリーフィングは、総務局長、主税局長、総合対策室長、渉外広報部長らがばい席したところ、説明内容及びスライドは、11日のプレス・ブリーフィングと同じ要領で席上「化学兵器の移送」と題する同一のパンフレットが配布された由。

2。25日三木をして、大島に照会せしめたところ、ヘイズの応答要旨次の通りの趣。（議事録空送）

（1）23日、中村ミツト村長から要望されたコース変更については、陸軍工兵隊の専門家に現場を調査させ、来週中にも回答したい。

（2）化学兵器の輸送船はビクトリア型貨物船である。

（3）GRIより要望があつたHD、GB、VXの化学方程式は、来週説明書とともに手交する。

（4）化学兵器の容器は、ほう弾型、爆弾型、及び1トン入り金属容器の3種である。

（5）除どくざいは、最大級の事故に対処可能な量を準備

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

している。

（6）150トンの残りの移送は、72年の復帰時までに完了する。「ツ島」の建設工事は急ピッチで進ちょく中で右工事がある程度進めば残余のガスについても移送作業を開始する。

（7）おきなわのどくガス1万3千トンは62年末から65年までにはん入された。

（8）移送は、米国内の安全基準と同様の基準で行なうが、輸送車のスピードは米国内で35マイルに対し、おきなわでは20マイルとする等部分的には厳しい制限で行なう。

（了）

（干葉課長に連絡 26日 0715 電信課）



外務省

大臣和書記 [illegible]

田単長 米保 [illegible]

報道課長

古田元北

アメリカ局長

参事官

北米オ一課長

秘密標記（赤色）

（　　）第 371 号

昭和 45 年 12 月 26 日

外務大臣　殿

在準備委代表事務所
高瀬代

ONTA、JPA 整理方へコピー

12/29 手配

（件名）
毒ガス撤去に関する主席に対するブリーフィング

| 引用公・電信 日付・番号 | 往電第735号 |
|---|---|

標記に関し、琉球政府渉外広報部の作成せる質疑応答要旨4部別添送付する。

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

| 要処理 |
|---|
| 首席事務官 |
| 方 |
| 渉外 調査 |
| 漁業 |
| 空 |
| 科学協力 |
| 連絡調整 |
| 調査 |
| 務 |

45.12.28 受信班 受付

GA—3—1　　在外公館

# 毒ガス撤去に関し、主席に対する説明会、質疑応答要旨

42.12.24.(10時～13時)

大島主席 [illegible]

政府としては質問を私の方でまとめて行なります。数が多いのでひとつひとつ区切って質問しますが、この中には前回の市町村長に対する説明会でなされた質問と重複するものもいくつかありますが確認の意味で問いたいと思います。まずこれもくり返しききますが撤去の日時はまだ確定しませんか。

ヘイズ少将 まだ決定しません。

大島 決定した時の住民への通知は何日前にどのような方法で行ないますか。

ヘイズ 撤去の時には本国から輸送船が回されてくる訳ですがその通知が入り次第まず屋良主席に連絡し、その後関係者に連絡する。何日前かということは本国からの通知とも関連もありますが確約できないが少なくとも四五日前にできれば十二日ほど前に連絡したい。

大島 輸送の時近隣住民はどのように対処すればよいのか。例えば周囲二キロ以内は避難区域、八キロ以内は危険区域であるという安全基準のようなものはありませんか。これまでの説明会では避難の必要はないとしているがいま根拠を説明して欲しい。

ヘイズ 化学兵器の輸送の際、付近の住民を避難させるべきかということはアメリカ本国でも研究されてきたが避難の必要はないという結論に達している。私の専門も化学兵器であるが私の意見としても住民が道路に出るなどということがない限り避難しなくても撤去作業は安全にできると思う。輸送道路の周辺には米軍基地や米人家族もいるがこれ人達の避難も考えていない。

大島 政府や市町村は住民の安全を確保し不安を取り除く必要がある。それで安全基準なるものを早急に示して欲しいとクラーク渉外局長を通じて弁務官に申し込んだがその後どうなっていますか。

ヘイズ そのことに関しては私は直接関係している訳ではありませんが、みなさんが要求なさった時立会っていたし弁務官もできるだけ早く資料を集めてみなさんに渡すことを約束しましたので私の方でもいつごろになるか調べて連絡しましょう。

大島 関係当局も説明会などで計画を具体的

に発表しつつありますが、まだまだ一般住民へは周知徹底していなくて、それがまた多くの不安を持っていますが、当局は一般住民へのアピールはどのように考えていますか。

ヘイズ　テレビ、ラジオなどを通じてできるだけ住民の不安を取り除くようにつとめる。

大島　昨日の説明会で仲村美里村長が現在の輸送コースの沿道には登川、池原などの居住地があるので、軍基地内の道路を舗装整備して使ったらどうかというコース変更の申し入れがなされ、検討してみるということであったが、どうなっていますか。

ヘイズ　基地内の道路を調査し、来週返答したい。

大島　これまでの説明会で陸上輸送についてはたくさんのことがわかったが、海上輸送についてはほとんど触れられていない。海上輸送の際近海の漁船の操業停止、船舶の航路の変更、また輸送船の種類、数、構造などについても説明して欲しい。

ヘイズ　海上輸送は在沖米陸軍から責任が別に移っているのであまり触れなかったが、ワシントンにいて私も輸送の計画作成に参加したのである程度の説明はできると思う。海上輸



送の際、近海の船に危険を与えることは絶対にない。通常の航海以上の危険はありません。天願港から出港した船は天候が悪くない限り、最短距離を取ってジョンストン島へ向かう。陸上輸送の際、同行する技術警備班、医療班はそのまま乗船する。船の種類は弾薬船である。弾薬船には特殊な訓練を受けた乗組員がいる。中和剤はもちろん輸送船にも用意される。船のサイズはビクトリーリバティーと呼ばれる船と同じ型である。

大島　輸送班、報道関係者には防毒マスクを支給するということであるが、交通整理の警官や付近の住民には支給しないのか。また支給する基準は何ですか。

ヘイズ　輸送にあたる技術班の人々にとっては防毒マスクは日常身につけるべき必需品である。報道関係者に支給するのは輸送中ずっと随行するからである。また港においても直近まで接近する。今後交通整理の警官へは支給も考えた。付近の住民へ支給することについても、あれば安心などというより好奇心で近づく可能性があり、か

[illegible]

安全運転ということ[illegible]ないと思います。

大島　付近の米軍人軍属の家族には[illegible]

[illegible]ということは事実ですか。

イーズ　それは誰から聞いたのですか。

大島　正式な機関から聞いたわけではない時に新聞で読んだりする。

イーズ　そういうことは事実無根であると断言できる。[illegible]大きな[illegible]ですよ。

大島　当時外務大臣は日米の協力関係を[illegible]将来ともアメリカは具体的にどのようにするつもりですか。

イーズ　[illegible]外務省[illegible]入れました。今日は報道[illegible]同じ年に[illegible]報道関係者[illegible]外務省に[illegible]

大島　ミスター・ファイブ・P[illegible]明らかにしてほしい。

イーズ　[illegible]

[illegible]

[illegible]

神経[illegible]作用する

専門用語は翻訳で説明すること[illegible]

[illegible]資料を提供していた。

大島　[illegible]ますか。

イーズ　来週[illegible]会[illegible]

[illegible]

大島　[illegible]内容を[illegible]

[illegible]権利[illegible]

る。

イーズ　[illegible]資料を提供しようとした。

大島　毒ガスの種類の状態を[illegible]説明によって[illegible]

[illegible]ますか。

イーズ　催涙弾、[illegible]弾、[illegible]の[illegible]

[illegible]催涙弾と[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大島　[illegible]

[illegible]

[illegible]大[illegible]

[illegible]ます。

ヘイズ　もちろん大丈夫である。中和剤は十分な量が用意されている。ただ私が言いたいことはそういう状況が起こる可能性は絶無だということである。

大島　今回の積出しは一五〇トンであるが、残りの大部分のガスの移送の具体的な計画はできていますか。

ヘイズ　ジョンストン島の貯蔵設備の完成次第残りも撤去する。今回一五〇トンしか移送しないのはジョンストン島にそれだけの設備しかないからである。

大島　ジョンストン島の設備ができるに従い、[illegible]すべてを貯蔵できる設備を完成した後一挙に運ぶのではなく設備ができるにつれて全量なりを運ぶというふうに理解してよいですか。

ヘイズ　そうではない。全量を貯蔵できる設備が完成した後集中的に運び出すということである。というのは少しずつ運べば、そのたびごとに工事を中断しなければなりませんので、かえって工事の完成が遅れるからである。

大島　全部を貯蔵できる設備ができるのを待って一挙に運ぶということですね。

ヘイズ　そうです。船は一せきずつ沖縄に来ます。二せきも三せきも一度に平行して積込み作業をするのではなく一せきごと出港させ後続の船が入港するという方法を取ります。一昨日ハワイへ電話を入れた時すでに工事は始まっているとのことでした。

上里（復帰対策室長）　私の方から二、三質問したい。ひとつは要望であるが、安全基準を早く発表して欲しい。基準にするものが付いても一方的な説明だけでは安心できない。万に一つ事故が起きた時の風上、風下、晴雨などの条件下で安全な距離を明確に示して欲しい。また付近住民への訓練方法などもあれば教えていただきたい。

ヘイズ　そういう基準は事故の起こった時の条件で千差万別である。量、天候、温度、風、処理に要する時間等の要素に影響される。そういうことではっきりと数字は出せないが、事故が起きた時事故現場に住民が近よらない限り安全は確保できる。

上里　沿道には沖縄の人も米人もいるが、万一の

| | |
|---|---|
| | [illegible] |
| ノース | [illegible] |
| | [illegible] |
| | [illegible] |
| | [illegible] |
| 屋良 | [illegible] |
| | [illegible] |
| | [illegible] |
| | 本国人[illegible] |
| | [illegible] |
| | [illegible] |
| | [illegible] |
| | [illegible] |
| | [illegible] |
| ノース | [illegible] |
| | [illegible] |
| 屋良 | [illegible] |
| ノース | [illegible] |
| 屋良 | [illegible] |
| | [illegible] |
| ノース | [illegible] |
| 屋良 | [illegible] |
| | [illegible] |



| | |
|---|---|
| ノース | [illegible] |
| | [illegible] |
| 屋良 | [illegible] |
| | [illegible] |
| | [illegible] |
| ノース | [illegible] |
| | [illegible] |
| 屋良 | [illegible] |
| | [illegible] |
| | [illegible] |
| ノース | [illegible] |
| | [illegible] |
| 屋良 | [illegible] |
| ノース | [illegible] |
| | [illegible] |
| 屋良 | [illegible] |
| | [illegible] |
| | [illegible] |
| ノース | [illegible] |
| | [illegible] |
| | [illegible] |
| 屋良 | [illegible] |
| | [illegible] |

ヘイズ　一部の扇動者は必要以上の反対運動に影響されたものと思う。

屋良　アメリカにおいておけないものが沖縄にあって言訳はない。今年の末から来年の春にかけて全貯蔵ガスが撤去されるものと思っていたがわずか一五〇トンであるということには非常に不満である。

ヘイズ　我々もできるだけ早い時期に撤去できるよう努める。

11

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

53

総番号(TA) 63856　　主管
70年12月26日15時10分　沖縄　発
70年12月26日16時48分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

どくガス撤去に関する米側説明

第739号　略

貴信米北1合第4577号に関し

米側説明資料を26日当方より副主席に送付し。部内の限定配布を依頼するとともに取扱いにはしん重を期せられたき旨付言しておいた。

(了)

添付なし

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

72

総番号(TA) 63908　　主管
70年12月27日19時20分　沖縄　発
70年12月27日22時01分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

ランパート高等弁務官との会談　毒ガス P3

第742号　極秘　至急　(ゆう先処理)

往電第709号に関し

27日午前11時ランパート高等弁務官を往訪。一時間余会談(フィアリー民政官同席)したるが。その要旨左記報告す。

1。弁務官よりその後のコザ市の情況につき下記の通り説明ありたり。

事件直後CONDITION GREEN 1を発令したが。米国航空会社のしゆくはく設備が市内にあり右への出入を禁止されたため。はなはだ不便を生じたること。及び大山市長。市会議長その他よりコザ市の平常化につき熱心なるちん情があり。また。現在の米軍憲兵司令官RIDDLE大さは第1流の有能な司令官でしゆう到な体勢を整えたのでCONDITION GREENを発令し午前6時より午後6時までの間は自由にしたが。目下のところ問題もなくよろこんでいる。もつとも警かい体制を全面的に解除することはコザ市の業者には気のどくだが今暫らく差し

外務省

極秘

ひかえたく思つている。暴動事件で破かいされた自動車につきヤラ主席に弁償を考えて欲しい旨申し入れたことはお話しした通りだが。現在まで何らの反応もない。自分としては公に弁償することにいろいろ問題があることは良く理解しているから。遺かんの意を表示することを期待し。弁償を強いる所存はない。現在までに60余台が米人の所有車として確認され。これはFOREIGN CLAIM ACTで補償することとなる。80余台の損害の中には比島人。韓国人等の所有車であると思われるものが存在するが未だ確認されず。また。決定を見ていない。

2。イトマン事件については米司法制度の基本的な主義から見ても無罪の判決は絶対的なものである。目下ACQUITTALの判決を説明する諸資料を收集すること及び軍事法ていは秘密裁判であるという感触をふつしよくするため法ていの機能を拡げること等を検討している。自分としては法律による以外の裁判制度の変更について議論する地位にない。

なお。イトマンのひ害者チンジョウ夫人に対し保険会社から5千ドル出ることと承知しているが。別途FOREIGN CLAIM ACTによつていくら出し得るかUSCARのMCNEALY法務局長に手続等をあわせ検討させているが飽ふ限り多額のものになるよう期待している。

— 2 —



注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。
電信写

極秘

3。国頭村の射撃演習については。海兵隊のGENERAL WILSONと話し合つてSHORT TIME FUTUREに行なう予定を変更したが。余り長く延長することはできない。（往電第737号第1項の期日は右により変更されたり）「ウ」少将は海兵隊の戦闘能力を常に最高にして置く義務があり。国頭村の最北部の無人地帯に「ヴイエトナム」のFARTIFICATION REPLICAを6カ月かかつて作り上げFIRE SUPPORT BASESがより大なるSECURITYを確保するための実弾射撃をする訓練を行なう必要がある。CAMP HAUSENでは10年以上も実弾射撃を行なつているが。反対の動きはないのに。北部のNO MAN'S LAWを右目的のために使用することが問題となり「ウ」少将は困りおれり。（PUZZLE）国頭射撃演習は北ふじ演習場問題とは全く関係のないことは断言する。自分としては上記の訓練の緊急性にもかんがみ本件射撃訓練は至急実施したいものと考えている。

4。どくガスについては先般お話しした通り方針は何ら変更なく極く近い将来に具体的な日取りその他の発表をなし得ると思う。なお。当面は150トンを対象としているが全体を大至急はん出するよう全面的な検討及び準備を行なつている。先般イシカワ市長その他関係者を集めHANE

— 3 —

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

S少将から現地責任者への具体的な説明を行なつたが集会は整然と取り運ばれ誠に建設的であつた由である。

（了）





極秘

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

123

電信写

総番号（TA）　64082

70年　月29日17時15分　沖縄発
70年12月29日18時44分　本省着　米北1

外務大臣殿　　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

ドクガス撤去（弁務官声明）

第746号　平

往電第695号に関し

28日USCARスポークスマンは、コザ事件に関連した弁務官声明は、どくガス撤（去上輸送経路）にとつて安全が至上目的である以上輸送経路においてコザ事件の如き大きなそう動が起らないことが極めて重要であると再強調したに過ぎず、コザ事件自体によつて撤去（　）が延期されるかも知れないというおく測は全く根拠のないものである旨語つたところ。右発表文別電第747号の通り。

（了）

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

240

電信写

| | |
|---|---|
| 総番号（TA） | 64085 |
| 70年12月29日17時30分 | 沖縄 発 |
| 70年12月29日19時55分 | 本省 着 |
| 主管 | 米北1 |

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

毒ガス撤去（弁務官声明）

第747号　平

往電第746号別電

（以下別紙英文）

外務省

STATEMENT BY USCAR SPOKE MAN URASOE, OKINAWA, DEC. 28 - A SPOKSESMAN FOR THE U.S. CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS (USCAR) NOTED TODAY THAT THERE APPARENTLY CONTINUES TO BE SOME MISUNDERSTANDING REGARDING A PORTION OF HIGH COMMISSIONER JAMES B. LAMPERT'S STATEMENT OF DEC. 20, 1970 ON THE DISTURBANCE IN KOZA. THE SPOKESMANA P THAT AS INDICATED BY THE ACTUAL LANGUAGE THE HIGH COMMISSIONER USED, THERE WAS NO SUGGESTION THAT THE REVOVAL OF CHEMICAL WEAPONS FROM OKINAWA WOULD BE DELAYED AS A RESULT OF THE KOZA DISTURBANCE. THE STATEMENT MERELY RE-EMPHASIZED THAT SINCE SAFETY FOR ALL THE PEOPLE WAS THE PARAMOUNT OBJECTIVE IN THE REMOVAL OPERATION, IT WAS ESSENTIAL THAT THERE BE NO SIGNIFICANT DISTURBANCE ALONG THE REMOVAL ROUTH WHICH COULD JEOPARDIZE THAT SAFETY. THE SPOKESMAN SAID THAT ANY INFERENCE THAT THE KOZA DISTURBANCE MIGHT ITSELF RESULT IN POSTPONEMENT OF THE REMOVAL WOULD BE ENTIRELY UNJUSTIFIED. AS REPORTED IN THE PRESS, MAJ. GEN. JOHN J. HYAYES, COMMANDING GENERAL, 2D LOGISTICAL COMMAND, BRIEFED

THE MAYORS AND OTHER LOCAL AUTHORITIES OF COMMUNITIES ALONG THE CHEMICAL MUNITIONS REMOVAL ROUTE ON DEC. 23. HE EXPLAINED FULLY THE SAFETY PRECAUTION WHICH WILL BE OBSERVED IN THE FORTHCOMING INITIAL REMOVAL OF 150 SHORT TONS, AND RESPONDED TO NUMEROUS QUESTIONS. GENERAL HAYES ALSO FURNISHED PRINTED EXPLANATORY PAMPHLETS TO THE MAYORS FOR DISTRIBUTION TO THE LOCAL POPULACE. THESE PAMPHLETS WERE ALSO MADE AVAILABLE TO THE PRESS.

北米第一課長

12/29 在沖縄
長治事務
(古田駿射)
美文テキスト別途電報越す由

1/7 終り

1970. 12. 29

米北1

民政府スポークスマンの発表

(沖縄、浦添、12月28日)ジェームス

B、ランパート高等弁務官はコザ騒動に関して1970年12月20日に声明を出したが、その内容の1部に、今なお数る種の誤解があると、米国民政府スポークスマンは本日語った。

高等弁務官の声明の中で実際に使用した字句に示されているとおり、



3056



コザ騒動の結果、沖縄からの化学兵器の撤去を延期することは何ら示唆していないと、スポークスマンは指摘(てき)した。

すべての人々の安全が撤去作業の至上目的であるので、その安全をおびやかすような大きな騒動が輸送経路上で起らないことが極めて重要であることを弁務官声明は再強調したにすぎない。

コザでの騒動それ自体が移送作

業の延期をもたらすかも知れない及びと
いう如何なる憶測も全く根據のない
ものであると、スポークスマンは語った。
既に新聞でも報道されたところ、米
陸軍第二兵站部隊司令官ジョン J.
ヘイズ少將は、去る12月23日、化学
兵器撤去計画の輸送経路にあたる
関係市[redacted]村の市・村[redacted]長及びその他の代
表に対する説明会を持ち、予定されて
いる第一回積出し分150トンの撤
去作業にあたって遵守すべき安全対



策について十分なる説明を行い、多くの
質問に答えた。ヘイズ少將はまた、席
上、各市・村長に住民用の説明パンフ
レットを配付した。これらのパンフレット
は報道関係者にも配られた。